



平家物語

長門本

一

U 5
2004
1



15
2004



平家物語之車

平家物語全部二十卷、信濃前司藏書印作

也、行長是を著し、自筆此書を以て長門國安

徳天皇乃御廟に奉納す、其後希く此書を得る

人在といへども、皆源氏秘書なり、中古より板

本乃平家物語と云物十二卷あり、是ハ為家と

いへり、人行長乃正本より、琵琶法師唱歌乃

たのふ、此れ也、たのふ功ふ、たのふ、たのふ、たのふ

たのふ、たのふ、たのふ、たのふ、たのふ、たのふ、たのふ



やまを多く故に傳學故實乃家不證據と
く引用し平家そのよりてといふ物と皆不乃
行長乃三本也板本乃書にとあり以後はなり
板本正本と紛らわしきを以て正本を長州
本の平家と云其本長門國より出るを以て
也傳學故實乃家より賞美しといへる也
板本亦家物語の中用系はるゝ然れども此
書世に希にして志る人なり悲哉

平家物語目録

第一

文段六箇條并平氏此家系

但し平家物語發端并大概を
記す別書家の序文也

清盛栄花に至る前表此事

官途昇進乃事

二代の后此変

二條院崩御并畠徒額論乃事

清水寺焼亡并園白基房乃難儀の变

鹿谷評定此事

弟二

師高燒拂溫泉寺事

白山御藥振上山事

牒狀等事

院宣事

後二條園白依山王崇薨御事

高杏女院御隱事

建春門院御隱事

日吉神輿入洛間賴政問答事

樋口區小治燒亡事

時高卿在立山上勅使事

師高被解官流罪事

多田藏人返忠事

西光法師召捕事

成親召召捕事

弟三

成親鄉北方北山御座事

坂東大夫親信事

丹波少將法昌捕事

入道相國可押寄院御所事

小太殿法諫父事

幽王法討事并西光法師法列首事

成親公法流罪事

柱杵因縁事

土佛因縁事

花秋大納言事

加賀守師高法討事

第四

丹波少將法流罪事

成流庸賴俊寛法流疏黄島事

式部大納言繼法昌返事

成親公出家事

信俊郡参事

定摺明神事

霧島嶽事

疏黃島眺亭此車

然野參詣車

庸賴二首歌車

蘓武車

成親死去車

讀波院御車

宇治左大臣贈官車

芽五

法皇御灌頂車

善光寺冬上車

學主堂衆合戰車

中宮御產車

附陰湯頭泰親占車

室泊遊若歌車

西八奈法立札車

宋朝班花大臣車

巖島次才受

芽六

建礼門院御懷妊車

并丹波少將法昌返支

俊寬僧都法留疏黃島車

附加留大臣乃支

并迂風比支

成疏法系詣大隅正宮車

神功皇后御車

伯耆局車

第七

大政入道卒數身自福原上浴車

靜宜法師為院宜御使法向入道宿所車

將察大納言資賢法追浴中車

大政大臣師長赴配所給車

江大夫判官自害車

左少辨行隆車

法皇鳥羽殿御幸車

陰陽頭恭親車

迂風車

新院巖島御車 并是御道經營車
望仁親王車

源三位入道兼高倉宮車

賴政令旨施行車

宮御謀及露願車

第八

高倉宮御車

長兵衛尉信連車

猿眼赤髭男支

宮入御三井寺支

山門南都牒狀車

源三位入道兼三井寺車

競滝口三井寺兼車

山門心夏車

自三井寺擬押寄六塔羅車

孟掌君車

小枝蟬折御笛車

宇治橋軍車

足利又太郎宇治川渡支
源三位入道父子自害支
宮法討給御車

弟九

法皇福原八行幸の車并 遷都乃喬例
福原播新都車
三井寺裏徒被三捕車
重衡三井寺ヲ繞拂車
後徳大寺左大将喬都見給附才川ヨリ小侍從ノ車

清盛入道悪夢前表の車
石橋山早折注進此車
燕太子丹の車
文学伴三國ニ流シ居車

弟十

文学房榮心因縁車
直左衛門毒女車
文学兵衛佐殿始對面車
兵衛佐殿始給院宣車

伊豆國目代兼隆治討事

石橋合戰事

三浦人、小坪軍事

同象竺軍事

兵衛佐殿落給安房國事

弘經院胤卒多勢衆事

弟十一

弘經院胤卒多勢衆事

平家諸大將東國後向の事

法皇巖島御幸事

平家比軍兵蒲原に陣をとる事

兵衛佐殿始而義經に對面之事

維盛以下逃歸る事

平家比人、都入之事

主上還幸、事

南都衆徒煤狀之事

鳥都還幸、事

福田尉者希義被誅事

平氏之人、再東國發向人交
南都大衆蜂起之事

三位中將重衡南都在鏡拂交

第十二

新院崩御事、賢王得号交

小督局事

木曾合戰事

西國四國肖事

宗盛可下向買東事

大政入道所勞事

同死去事、同怪矣交

播戶福井庄日死去事

兵庫島築始事

五條大納言邦經死去交

墨土俱合戰事

十郎藏人任勢進願事

治承五年七月改元有号養和元年

第十三

信濃國筑摩河合戰附城太郎敗北之事
諸寺諸社祈之事

大嘗會延引之事

法皇日吉御幸附強動之事

奉幣使を下さる事

清水村者人質とくく鎮倉に赴事

平家軍兵發向之事

平家軍兵火打城を攻落す事

木曾勢加賀國を追落さる事

木曾義仲出陣并神願の事

砥波山合戰平家敗北之事

茅 十四

志雄軍事

安高漆合戰事

齋藤別當實盛討死事

任東九郎討死事

西坂本赤山堂御布施引事

平勢太神宮御事

大宰大貳廣繼事
木曾山門持牒狀事
平家棒牒狀事
薩戶守親賴事
佐渡左衛門尉重實事
法皇鞍馬寺工御事
平家都落給事
池大納言都留給事
朝綱重能有重被免事

高倉王子御位可即給事

弟 十 五

高倉院四宮御即位事

惟仁親王御即位事

附惠良和尚碎腦事并標本記
僧正直源事

義仲行家任官事

平家大宰府着給事

平家守傳官系給事

平家源遠出大宰府事

并緒方三郎惟義事

平家山康城為給事

并小松左中將清純入海事

平家隆島著給事

賴朝征夷將軍宣旨事

猫間中納言事

木曾兼車院衆事

水島合戰事

妹尾太郎兼原合戰事

宝山合戰事

木曾遣急狀於山川事

賴朝遺牒狀於山川事

并義仲押寄法海寺處度

第 十 六

摺墨池十子事

高經之治川後事

義經自關東始於院衆事

義仲寂期合戰事同次渡事
義經西國下向事
能登守教經所合戰事
熊谷平山城戶口寄事
一谷合戰事
薩戶守忠度被討事
本三位中將生捕事
新中納言知盛船乘給事
經盛子息教盛被討事

備中守師盛被討事
太夫系盛河村小宰相身没事
平家氏獄門事是也

第 十 七

西國以下院宣事

并在三位中將以後大政事
三位仍查右了允朝時事
法然上人對面事
自慶島院宣御邊事

自公家兵衛佐許江侍事

本三位中将関東下向事

維盛高野熊野各詣同江投身受

池大納言関東下向事

三日平氏事

新帝御即位事

佐木三郎盛綱藤戶渡事

頼朝條、奏聞事

第十八

九郎大夫別官被四國事

勝浦着給事

金山寺講座着給事

屋島合戰事

奥列佐友三郎兵衛江侍事

能登守每夜了了名事

奈須與一扇射事

忍七兵衛厨水原野胃神侍在引切事

熊野列當坊僧系原氏才事

河野心部通信事

田内左衛門尉事

住吉神主長成奏關痛失事

先帝二位殿入海給事

大臣殿父子江生捕給事

九部奏判友相具上書亦着明石浦給事

宗盛清宗父子江後大海事

女院吉田入御事

大臣殿父子關東下向事

義經起請文事

齋齋弓事

本三位中將日野御座事

第十九

本三位中將於南都江切事

大臣殿父子江渡事

大地震事

源氏六人受願事

平大納言江流罪事

九郎判官殿上二位殿中違事

土佐坊忽討事治政切事

菊地次郎隆直治政切事

義徑都落事

北條四郎時政上洛事治政切事 六代御前支

十郎藏人行家治政切事

志太三郎先生義益自害事并六代御前應治諸事

惡七兵衛降人事

薩中務治政切事

第二十一

主馬太郎左衛門尉盛久事

法性寺一橋大夫知忠合戰支

小松殿御子丹後待從事

同土佐守宗實事

惡七兵衛景清事

越中次郎兵衛盛次事

文學流罪事治政切事 六代御前被切事

灌頂養事

平家物語卷第一

文段六箇條并平氏此家系

祇園精舎此鐘の音諸行無常の如く有り
 河雙樹此花乃色盛者必衰此理を明くす
 奢れる者久しきらんが妻此夜の後乃此し
 遠^極乎者も汝の如く此の如く此の如く此の如く
 遠く吳朝をとくし一友乃寒没茶の趙高漢
 比玉苧梁乃周仔唐の孫山出れりみな賢をばそ
 してや何のをは姑^ミ河をそとて瑞水をはりし事あり

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 平家, 物語, and 卷第一）

をりやぬとせり曰王光皇乃改りも促はん奢
をほしひすにす樂を極く文小黎民乃うれ
を志しさりし加へしわんて亡ひぬ者
也たひひ人事をいつし言とつみとも天道成と
けしうりたす物を屋王業かこのおとく人臣は位
の居る者いりてはしきまらるる子すらかく本朝を
あはれ神武天皇よりあはれ人王八十奈代阿りし
此れ君臣を殊く或時々臣君をそむく事阿り
子兼平は持門天慶の化友康和は父親平治乃

信頼にあらる心も猛り事りとりにおと方けれ
共けや子漸小は阿りともみゆしし初乃ほし
ちなく子ゆりあとしすらのく大政大臣平の情盛
入るしやける人乃阿りも平を傳ふ事はあつても
詞も乃し北祢の先祖をあはれ桓武天皇の身
五乃王子一品式部卿葛原の親王の九代乃後流禰
波子正盛は孫刑部々忠盛は朝臣は嫡男也かの
親王宮祖は王無官無位にりてそり勢給ひぬ其の
子すや此王の時寛平二年五月十二日に始く平

朝臣乃姓を語りて上総介に女孫ひてより中の
のい忽に平氏を出て人臣に治らるる其子鎮
守府乃好字安茂も後日常陸乃大極国番と
改むるもより貞盛陸奥守純衡任ふも正度
越前守正衡出羽守正盛讃岐守ふもつとて六
代と諸公は文成たりといふもやう殿上乃仙
籍をいひしれす忠盛の御孫佐前守たりし
と平鳥羽院の法親王也末院を法進しして
三核三間の佛堂をたてて一千一神の佛をす人

あるて兼元年辛未十月十六日公御六人職事
辨官をりしと六班の人法界堂の大床にりて
供養の日時を禱定有て同廿一日午の時と定らる
十とふ遂らるる趣きに有るに其時刻小及之
大故雷雨をいひたりしかりおれと其日を延川
十同廿二日に友のちやうて程せんす有廿九日
天光日也おれとをいひるへすは有るかに氷乃雨
にひたりし凍りし志る間牛馬車人おせんせら
れ之出給はる友係之其日も延川せり禱定法

皇が天子思召れ之供養三々度延引の此を
と世人有同くは法子のとく三月十日
曜宿相應此良辰とて其日供養と定られ
此世人も法皇えいらんをあら外郎内院一と
く々教慮尔應給せしといふ事あり志西樓
塔等に在るあり珠玉をかきり合眼をちりまめ
たれと佛像瑞巖にけりかかん美業とせん
乃こけ(志)人あけい石のたさや言語
同り也とすの時刻に在りぬれと人乱声を

そくそく衆備此をけしす諸天も此所
をくかきし神も忽に奉臨くありん
受へたり撥治番近杜やまのあまをけち
人あふん乃人まふく造ほとく小志
のいそろく人志をを築る事真實乃由不
だい也と受へたり板を敷るの師に天台座主
大僧正農務と山いあり共修く志し
十させあひ系り強きをすさらし無福寺乃
別當僧正をめされあらにふれも再三志し

之系り結けり扱々唯はく有(一)と你有也
其時諸寺諸山より名僧別當家もくとをり

さる貴僧高僧扱三人有り也をり三人とりハ
洋土寺此僧正實印同列當是惠僧都真福寺

此大進法橋實信同寺大納言法印師雲御室
乃由弟子祐範上人園城寺の權僧都良因同智

光僧正東大寺大納言法印隆範花小院僧
正之著長尾法眼法眼蓮生德大寺兵部卿僧

都祐全字治此僧正親信櫻井宮上人四妙以上十三人

也亦乃智徳はらハ武之法皇の外威或ハ法皇の内師

範武の内祈禱僧其名徳治しと公請を法とあら
新人也誠小姓姓言もはらと智惠分明也

若し持付はらと法法不承承の所とを法と(一)或
て家あり天下中一此名僧よ家こそ日本無双の

正名よし名あり人をねおくとや中さ智徳
ふもあはり也實も天台座主と外と此人あり

起中やと法皇も御役有りされと思召然とそ
渡らせあり毎日公御せん子有り也れと

いすゝ定らまされは法皇いひのすのち一人を
身師に用ひはれお二人は恨をさるる
朕人の恨をなめんとあやに候しめすた由堂
供養言乃日十二人比懸おわつる事あり
海ありと仰下され公御余候しそ一回の中
すれありは彼十三人の僧達に面しを
とり務られはしそくを取あらしむと候ひ
也な何とらさうんをかなり事にはいひすれ
その恨のやうしと申さるくしは恨の有る事

一を身師と何をばすれ十二を白紙とす
一と申すは法皇作の有りは朕、現當二
世は大事なり此事に何の志も紙と身紙と
十三比しをとりすは一は獨りは何
だん但三あり佛意にうたふとあ僧た
まや何とむしれは若論は身師たふし人
此十三人の外にや控まし海ならむ算比照後
し知りうしはれを今一はくをくはへ
十四のたりは十三の白紙と一のふしと起る

十四のくをとりて
六乃世人をよき道を導く海長赤院と云はれたり
ゆゑ見物よきと作りあり由定に似て十心
乃くしをいさされたり此三人の僧徒めしつゝに
我給より白紙也由尊師よりくし園一乃く
りたり冥の照鏡誠は極ありと作りされ
て十三人此智徳にち若室の山に入る子を空
しく志くせしめり法皇此僧共は佛意に叶
けりありされと尊師と平にありと志願しめ

くくこの人乃外唯はく有へし共是へは
然を必し智者小何しより能説より人共
若ゆ性下劣ありとも此法に慈悲有る身に
行徳いふくして天下第一に在るありし僧を尊
師に用ひしやと思はるいふくし作りされ若れと
公卿を道いふたり人のまいらんすくんと何や
を成りし或時法皇の長赤院と御事成たり
八十有余けりあり老僧此法と靈をいふ
きふの白髪をい額にも四海の波をたすみ腰ふ

たへしそ村すすり養を起多のら平のし
しき之惣川が来臨す怪と清院すの所に御
前此階よそののしをぬすをきと後衣の御ま
くきあらをきくつるさああのみんくたの
を掛け多り公御殿上人奉ていつあらあま
やのれ由座敷すすひことより庭す者にくりなく
狼藉也み出くも追ら此僧よりぬきたる年を
りなくして法皇に御前に参りくもあらは誠
はくもをらん此法堂供を此由身所すを無

智下後也ま心に志いあり行徳あり矣僧を
るらへしと弟及人此小僧慈悲の徳をのけく
らほ共多者けのりを日本中一人眞實此
禪定すはのるをくやみんと矣す其時公
を殿上人すは作何んかくも僧程の者をと
いつて由身所なる入すなりとらくは出
よと仰す法皇あしき向くとむはらむか
己僧といひくふあるはしはる
あはれ僧とあらは當時東坂本の地主権現の

大床の巾に時々と草むしりのいと巾板とすの
屋の無縁蓋の傍にみよをりんあれとす由
尋沖に定りの所也来十三年の刻に前に
此堂にすんえとと定れ同僧泪をほつくと
みよとて身を合え法皇をたすつ勢とふの
おすをたれと打たる情のいとより其時法皇つは
乃先く次を言て何の僧に吾所をみよと告れい
れある有れきたるとしよとてみよと告れいと
あはれかけしよとす中使にへかされに引程り

中つふいと比叡山に東坂本地主権現に大床の
下に入ぬ吾所は有れとみよと引て繪像に何
添院に三号東向にかけくをなつて急な花布
依して薫りしゆありみのうすぬす置とす札の
下に紙の小紙りたる物何れをえ出しと葉
畧のすふと入る剛伽楠木の水を入るのきり
きりありとありけと其後擲言に中あつたと
くすありたる本葉りともや少ありにありい
にけ加竊此命と交へす表とく由佛受れ

日に成給へし、叔も日出度法皇の御善根乃い
はきよりかか南無山王大師七社権現志心
納受を垂く法皇を守りまゝに幸りありしと
中々念珠をうらうらと目をあけまゝに訪るる
に感涙を流し、急飯齋して此よりを奏
聞し、これに法皇聞て大に感し思ひ礼す
号かたせましく、あつ去程、既に由儀卷に
成にあられ、彼聖にともく、四方二を迎ふきい
十聖中きりし、車に乗るまゝ、師を言

るへす、あつとあるまは、所高僧をある言、
のゆき、了すと無縁、受胎の傍を、あつ供養せし
路、給ぬれ、したと精誠の由善根也、い、く加有る
無實の虚^假、^假これお、現く、へすと、興を、ら、返
く、ま、吉日良辰と十三日の午刻也、^何れ、午
此時、己、前、に、清、華、行、幸、と、あ、給、給、以、男、子、雲
客、皆、衆、あり、況、や、京、中、會、近、國、に、貴、賤、上、下、幾
千万と、い、し、數、を、志、し、る、衆、集、たり、彼、辱、師、也
た、衆、此、也、あり、ふ、の、宣、中、我、々、ふ、を、志、給、と、あ、け

けりた、有るも、也老、とて、腰か、まゝり
強へり、從僧と思へて、若僧二人、所り、亦、在
持、人料とかほ、く、中、僧、執、二人、庭上にて、談
に、こゝ、弱、未、ある、染、を、れ、と、万、人、目、を、驚、く、と
持、侍、り、所、れ、あ、は、侍、り、れ、の、や、い、つ、あ、る、車、に、か
た、初、り、の、大、願、の、御、辱、師、是、程、な、る、へ、く、や、乞、馬、人
と、れ、中、も、あ、せ、所、れ、所、侍、り、く、と、以、て、中、あ、れ
多、時、小、倍、之、に、御、辱、師、高、座、に、登、給、一、と、い
た、つ、ま、い、つ、あ、る、法、刻、の、次、身、も、前、後、の、わ、く、

け、小、み、へ、強、へ、り、沙、海、を、も、執、也、了、ん、お、あ、る、
何、事、を、の、中、さ、は、れ、ん、つ、あ、く、と、く、と、ま、あ、る、を、手
死、分、り、人、り、ち、り、所、ま、す、と、是、え、へ、人、こ、か、し、ら
を、う、あ、た、れ、く、起、る、所、小、輪、有、く、勸、法、此、向、を
は、く、と、お、何、け、たり、あ、れ、を、か、き、く、む、ん、の、書、ふ、こ、三
十三、間、此、御、堂、に、割、起、渡、り、一、千、一、轉、此、由、佛、も
亦、納、受、有、ら、ん、と、め、た、た、り、り、表、白、あ、ら、に、玉
を、吐、説、法、殊、愈、何、の、弁、説、也、秘、密、教、方、八、萬、聖、教
十二、部、經、引、出、され、ぬ、法、門、と、な、り、聽、聞、此、衆

皆隨喜のふりを流しとむし此罪障より
現在の安んじらうにいとくみなせし除くぬら
むと見南のちた左俗觀喜乃社をかためせむ
只身芥乃む福も後ぬたし法皇の龍教より
ゆかすは好き何はさ勢あすかりあふ人をいふ
せた思ふをあふんん丈夫身乃をくすよと也
思ふされあふ昔志あり川長者の祇園精舎に四十
九院をたてて如来の供養有あふし結縁利生
乃法を是くと過しとてかたけたる由祝

法三時斗有あふを法皇と永と共心を
たてたし言せゆかの程とせむあふあふの
此法あふしと高座よりたれり正面左りの
柱のりふ石柱へり初と黒漆の板は衣とみ
へたれあふ今この法服よりあふあふと号
くせみあふしとゆあせと名と足令と兩其上
中加布施の堂のまじり換置れたり山は動
あふとく登有るゆ布施は無縁此功德もあ
礼とく非人共小給りよりゆ身師身に相應

すの程の由をせに古持歌を危くし一として由ふ
せ一取給り二人の從僧も十二人乃下僧も同一
つとらまきなりむう——田村は水門の由とす
子と中女由かたはせ給ふと後守祥寺の
由にけりをれ給ひり不在中由のよなり
計山にみれりはりそりそり筆を去りあを
しと成危し——
小善根は由志れかの子と由をせのきり
此れとめてたりし——

此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——
此れとめてたりし——

に乃考れは由守師七前二萬燈會をとり
化たり由守師十系あり給ふ市々小徳開衆
多くしやなをすく出さ給りありし手板したり
其時由守師は初正面よりいでし土の上三天
はりのりも何あまをせむいなる後かたは
くく飛何り天地のうくよりかすは
ゆく方みへ給はす法皇流ふしきに思ひれそ
何板にもたつしと小何り佛茲に他現に
産るなりと尋くたほし其されと眞實の正

たひを^示あさせありと其夜終夜此初念あり
すあし中神と詔み有るに二人此從僧と云
へ侍るは日光月光乃二芥光を輝く此二人
此下僧と云つるは十二神將をたつて中神
守師は鎮守權現此中本地比叡山此二
人の中堂乃某師如來に云たりとす
各虚空に歌ありと爰幼よりよく此仙事
了るるありと云はるる百之則すとせあり
乃末代也といふなり 乾主の由は詔精誠あり

是佛神乃いふこと猶きて嚴重也法皇此
心中さしを悦びよくおほく免し事免中心
焉也我佛意に叶けり悦喜ハく化とて隨
喜此由なりと詔み有るにせありと云はる由は法
聽聞有る大宮乃女御かゝりたりと云はるは
ゆくたをせむいとの限成ありと云はるは聽聞
御結縁と思召之希有なりと云はるは希有あり
則此平愈ありと云はる其外聽聞一時此中に上下
男女二万三千七百余人病たり所にいふ希有と云はる

此寺を平金堂と申すなり。聖武天皇乃山預東大寺金銅十六丈の盧舎那佛御供養の尊師に於て基芬と申す所のけり。に於て基芬かごと辭し申すせありあつ事と此山願南圓ふといふ中一丈大佛事也。小國の比丘更に及りし。昔吳山浮土此同開衆をりん。昔者と申す大阿羅漢を今於天竺の海に尋と兼らむ。のいなきす。とて宝瓶の花を鳥之刺加折敷。小十人。難波の海に浮。給ひ

り此の風小隨之。西をさして流行。七をたて。後供養七日。波羅川昔者阿みの折敷に乘り。難波に浮。來り給ふ。其時於基出む。のい。此乃多。よ。く。香山乃志。申の。此。ま。小。換て。一。多。人。乃。克。あり。わ。を。く。波羅川昔者此返事。かひ。今乃昔の。楚。二。行。道。之。文。珠。の。水。産。今。乃。後。の。哉。

其と云一天此君を初奉りて之万人に感涙
をかきし事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
謙師と云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
を列僧正なりと云ふ事ありと云ふ事あり
と云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
平勝宝元年二月中昔年八十に之入滅あり
彼歌乃云云と云ふ事ありと云ふ事あり
乃基井と大聖文珠也と云ふ事ありと云ふ事あり

二井来りて大佛殿乃供養侍りて之の北
みなあり天王寺を以て難波津乃海より僧来り
供養すたる和尚と云ふ事ありと云ふ事あり
國の僧權現来りて供養す今此僧長来り院
を以て根本中堂此茶師和来日光月光を
從僧と云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
ありと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
有れは益りありと云ふ事ありと云ふ事あり
朝臣加振に佛意の相叶程此寺造営す仍あり

くやうの欠國を強へきより作下せる欠國は
費民の煩しむ及終小一雨の雨の成風乃
功を治た利ありふより禪定法皇於えいりふ
多(さ)勢なりしは折ふし但馬國のあ
れありあり故忠盛を平せりし内乃昇殿
を許せし雲上人懐傍みく同年十一月五日
廿三日豊七ありの節今此夜周討せんと
志るを忠盛乃朝臣の節等に立比權佐平
乃貞光の孫を三郎大夫季の房の子小左兵衛尉

家貞といふ者有あり備前守の孫小次郎と
之中あり祖父貞光の怨たの御一川乃
未よりいしあり故入る殿時初て節小職
乃ありしを仕る家貞祖父の侍する一身
にのいぬに相續るを治る侍侍り
今この節此由仕りて一定ひの事出
来へきよりほよ及ふる殿中へ我りし
おし人小次郎より先より孫の御詮の折
やうにたれい下しせんとかのあとのとせん

このすくなくありしを免れんとす節此由仕の
中惟小おひさ家貞侍りしと内中多きを
忠盛此れを記し我右等此身にありん
武勇此家にも生れたる志を承へしを具せ
らば多し武勇乃家小生れ今如し何じし
車家の為身の為此所くものし身を全くと
君小仕りる臣乃忠なり其用を承せぬ
と一尺寸有る黒鞘此刀を用ししと
着産此初より此終中々東帯の下に志

と帯ふしとさしと刀乃柄四寸五分あり
常々しとかけ作り眼しと火の弁乃し
此加ちしと此刀を如し出して髪髪小川
う乃此れよりし月お氷おとの柄お
みへる傍常此雲客此れをみし行お
く此、此所しと周おせられしとの等と
也家貞りしとさるのありしと忠盛此
目を掛しと此の柄衣此下に著黄威の
腹巻此れ板せぬはし袋を背しと此刀眼

よしあやと殿上は小龜のいふ事か同くす
舎中さいまのふふ家房とて十七歳あり
り過る者たけさく骨をかく力勝れ度には
あひをあらはくしる者なりり杉皮色の指
衣の下に黒糸をたてし方股をきて侍前
飾り此三石をたりのりまをの太刀脇にはさ
みま杉衣はあひよりまをたてて文居つひ
毛はさいいと殿上は方を雲道にみすりて
居るありりれは貴首以下殿上人怪をた

く六位臧人をめしそり川は柱より内に布衣
此者乃る何者れらさるせりや在出下といをせ
あれた家貞がとさうん相傳の主侍はあ
殿今夜園歩にせらねへすありし形れを
らひ振替みんとんとかくてはつハえとを
出向くしとて顔魂眼さし空の事ふわわ
庭より堂上さるも切さるじまよし記す
畏るはれと人よりあしとや思しとむ
其夜は登みとせり礼さるりあり其節は高碑

とちとむう—清見原の天皇此の時より始り
清見原の天皇とちと天智天皇乃以事也御川
此讓を請はせ及なり侍りし多原大伴乃
皇子此の人を恐る髪を剪せし出家と名を
吉野此奥の跡に居たり清見原とち所り
住せ給ひたりふより其所をつうせ給ひ心を沈
せぬ吉野川の水上より琴をひの給ふは
くふ神女天よりあつたり
乙女子かと思はれは此の乙女は是なり也

此かゝ玉を

五声くまを五度袖をひるわす是也其節は初
めはさく御川此れを御説くとき免さ給ふは
く御言位此時其の言を學じし時給今
其節是也亦り御説此る有る忠盛朝臣舞は
ちりとい内大臣柏子をうへく伊勢守氏はすの
め也なりと持しやされあり忠盛は朝臣も植武
天皇乃御末とせやあつち中古よりは無下に
ち下りて安達と清く地下の殿上人より都の

すまひいしうとく常と任賢任功小此み
任國久しく成る此一門を任賢任功と中
かろふたうよ忠盛の右目の事とすうのふ
多りあれは彼國の器と對すい勢字氏と
すの免也多り免けやうたりくれは彼の
國に器に對して傳ると也殿上のうのぬき
柏ふに白落をうき深紫乃紙巻上此
いと巴の印は傳事とちやあんとはを
やん小かくたやせれくれと忠盛心うと

思はれあれとありいふすうもかくて御抱
し、中しけやぬ小深紫に及る免出らうと
紫震殿の由後う此小此刀をかくの殿
上人教多みらう所に主殿司をめしして
け刀殿上の大盤にたうをうとて願あう出
られ多家身と忠盛朝臣を侍受ま、う
かの事かいたとるくれと家の事なり
とをいしうとられある大宰権師李仲の卿
色の黒うとあれは黒師と中ある首藏人

多ア〜時をれし其節了何れを後く黒起
頭哉いのちる人の深水うんとおけけや多り
おれはあ彼李仲の並たりあつ薩人既色は白
かりおれは李仲乃方人とかほ〜死殿上人
何れ白く白死既哉い〜あつ人れ粉をぬり〜
と柏〜多りあつ花山院は大政大臣忠雅公
拾歳と申あつ侍と死父の中納言忠宗卿の
おれしたあひ〜死のさか〜あつを中納言
此中納言家盛の播磨守たり〜時年〜に

取花を〜も〜なり侍りおれは是も其節
おれりま年ハ〜くち〜い〜此葉、人の死、を
み〜とをを〜多りあつ上代を如此の事は
勢侍事もた〜りあつ末代を〜あつむむに
らむと是末を〜くむ〜り〜て昇殿の
人乃其節坊に〜懐刀をん事か〜罪科
に中納言〜あつ〜人の懐刀は由蘭〜
か〜た其節け〜ら〜ら〜葉はあ〜殿上人
一同に冬祈中〜あつ〜ら〜史雄叙を帯〜

公宴小列一兵杖を給ふ宮中を出入するは
様式礼を守り倫言より一有先規也志の
を忠盛亭等知して兵具を帯せしめ殿上
小庭小三置其身侍し腰刀をよまらばけし
之節會此座に列に兩系とりて帯代未
聞はらうせられたとすまた重喜に罪科
た乃のれりし早は札を削る御宮侍任
すはたりし行中より主上崇徳院聞言はて
驚きより給ひ忠盛をのりて由尋なり列

陳く申すは侍ら先帝徒小庭に伺候し事忠盛
にかく出を仕仕を多人に相多し侍ら子細有
此乃年来乃家人此事侍侍兼系より之其
恥張助んか為小忠盛の知れしとて潜に系
いの系刀より及改中も也若猶罪科多侍入りに
いつ其身を言まき次に腰刀の事件の
力す系主殿司に設置の急子是をめし由侍
れり刀の実言を侍多し科の左右有るし
中侍れり主上たの然と思ふれり故刀を出し

之と書説小伎は礼と上さや巻の黒ぬり也
中と木刀より紙落白紙か付たり也
主上大に忍川行ふ入せ中座して儀の有者
當座乃私存乃礼むの爲か刀を帯はり
をみんといへ其後日乃祈法をなして木刀を
帯きき用意のほと中座神妙みれり矢
小携りらん者七疎尤かく出と何れ何れ
多礼兼又部從主七軀強すらん多あ澄り
番候此条、ほくも武士七部從此習也忠盛科

に何れとて却るるいの人に依りし上と何
へく罪科此沙流に及はず雲上人内さしめ
紀ありあつ上右にか何事何り紀吳國に
王何の殿此成王と中子彼王の中臣に早記大臣
と云人何り世の政免とたく人を敬む事君主
に考らんか何れを王此中子色世に起色
又何れん人か何れあり仙客といふ大臣是を信
てる、いすれと不れをさすんとす此早記
大臣と本より天下無双此兵弓矢と携りて武

勇比乃を多て車と其其隣と云兵有り戦
を究たりく勳賞に大臣に任られて加封
たけり人なれと左右なく封名加多りたりて
重居比古文の分と云由托をけりめて其中
りて闕歩にせんと記きてみれ人これ帯釵を
禁以す是と被大臣に太刀をけりせりかた
め也早記大臣ハ先道其此法を存知して
久化時何刻木刀を帯りて系候に加たへ
比群臣は禁法は任一人も太刀をけり予是

によりく早記其夜比難を乃のれけり翌日に雲
容糸内く早記其内一同比せんたにみせす
倫言を違背するにあらずや殿上に雄奴を帯
りて大家比堂に侍りて系糸とに違る所
也尤罪科是重く急に誅せらるる危きこと奏
十君驚起思ふと大臣に由尋在早記陳く乃
詞をい出さる雲容脇小太刀をけり忠臣雄奴
を提に比是君を守護くもよる所也則此帝を
不動比兩叙を学よ是といつて皇居に大堂を

くは多岐に及ぶに云々四鬼雲の事一来りて妨を
たすう故に是を降伏ん。為小雲容西勢を
学ん之太刀を帯せり何ぞ明君此祈文節を
三ありと武を控太刀を試むへ此や然れ共一
同のせん手にあはるる故に忠臣此法を此と
太刀を帯はといふより是をみりれよとて太
太刀を披見す君大に御感何しく誠小君を
守る忠臣に有りりと悦思ふ此は上におんを
罪を治んを志しれは實此賢臣に事りて

人、是を何と云ふ則忠盛波跡を訪ひりる
上下と太刀未代と力と此と大臣此は雲容
すかひもるのありといふ其指對ありと我は
めりれりるかていふ初も其子孫と諸清佐
を殿上此交人嬭に及忠盛佐赤國の都
へ上り多りあるに中法門中納言家成の院乃
殿上はと名うてり明石浦乃月と、うと登
を此と忠盛佐の事

持之政や月明石浦風浪けり

おもしろし二二の

とよみ事小にれと出後小色有りとて人
人少ありともたまりれり其後令集集を
撰れし初は書を今に後成令上の五
文字を直されし

有明の月と明名の浦風流流けのそ社よ
ると二二志の

と共入るれたりある忠盛御所にありをれ
女房有り在ともいかの女房の夕に月出しくたる
扇をわすれ玉られたりかたへの女房を遣是れ
いほくもの月影を今出所出るかゆるるをれと
そとくわれそかくもを聞へき礼

雲のより多きもの月なれはかほ後
あしそめいはしそをり

にたるを友とりのやの風情に由心盛とふたりは
小乃女房し中ふたりと共人のんしとあり。

○本は盛業花た
至多前表乃夏

忠盛朝臣備前守の刑部卿にありて仁平三年
正月十廿歳廿八とせあひしを清盛嫡子

たりし其跡を付し國を讓つ此みちあり
家此宝物他家より川に事なるは清盛も
を相傳く申す唐皮小鳥といふ鏡太刀は
清盛に授らるる件のおづのこと中と人の傳は
るるを阿の寺佛作の鏡也其故は桓武天皇の
御甥小香曰法印と申きは奥伝を究めし
天下第一真言法の中が現在不思伝を願はれ
起家朝此形見下せんと作有クは小香系傳云
に意して紫雲殿此法せんかたんをたき

たひそしつひのふとて其ん此前ふして彼法
を傳せし傳七日と中末の刻もよりに紫雲
とそら伝巻たり其中よりあつるふはんぬ
上に爲たり是をみる一依は鏡也けし此
おほい此すと合おは白く黄から線をおたり
件此毛も系ねしにと何し皮かきし
也とら伝ふしとみれと荒れ毛所におお
れで故に其名を唐皮し其名をられし
おれといふとお尋ねり香系中させ伝ひけり

則本朝乃加しめ也是則不動明王此より終い也
不動尊之上に降す此相を厭すといふより
本是弥陀より降す 中より下より慈悲を
具にありて火火を身小現する如我相を
厭ふといふて如家相と云は大日胎藏の身
を現せん断也大日胎藏の身といふを大
歳胎神を因すといふ也彼桓檀なる志の
くさると不動明王の七領此檀より兵瓦
甲冑也兵瓦云体兵足兵胎兵資兵指兵

面とて皆是五國五花五本是を相對せり是ハ
人の五体を加ふ所んまゝ也志の化は國中の
手に甲冑に志の 彼唐はは彼七領の中
此兵面と云檀也されは本朝此より何物
の志れは志うんや甲冑をよ所はん時と
我若所とかりる危の 此國家此理とかり
ふ危の國を加ふ所んと起は五の檀とかり
一と云ふて志の所同今此真言教の中より
此甲冑を出せり六代中勢は内裏此宝と

たり其後武家に来て將軍になりたつと
誓ふ事下り此は高き王乃後平將軍
に託給つる礼より此のの今この唐は是
也并に小鳥と云刀とかけは出来て後七日
と中東此時とのア系上南殿の出御あり
之東天衣由拜あり小八尺の鳥鳥飛来りて
大床小作り主上御筋を以て在る鳥鳥
まゝ乃御縁かけをわけより靈鳥とて曰
我と大神宮より御叙れ由使ありとては

祢乃下か一乃御けのせを御前小作り
たり主上乃由けのせを自めされ八尺の
大鳥鳥れは祢の中か出来たら所なれと
とて小鳥とそけさ勢給唐は小鳥共に
天下に重宝と君執

志思石傳されと本朝乃寶物とて甲田日
砂金浪兵杖水破兵破太刀我國小有と云
事是也た乃まかり事也され時代
内裏に傳りてを貞盛乃時より此家た

傳る希代此宝物是也板丸と云乃家に傳
け。危るうしを當後さいあのかる故小頼盛
此家に傳は。是より之兄才乃中不岐と云や
此清盛と初希代乃負者也宗に案しておもり
我を國と乃主也多し何をとり生得此報
あ化と身一たす人傳ふ。何りと云此字吃や
清盛の身小行り。是程やあへり有り。
此果報うの。怪む或と此清盛蓮臺野
あり所少く大ある板を追出。くろも。

相傳け射んとす其時板丸をけたりて
伊と云く如に愛く之にのふと笑ひて云むの
い然るく。と命を助る。此處の所をををか
へんと。中あれと矢をさく。志之。いのあつ人
く。後らせあり。持し。向々化と七十七乃の中
乃王た。有と。所傳け。其板天王た。た
は。す。す。うん。あ。礼と。く。致。座。ん。其。時。と。の
板と成之。矢。ぬ。清。盛。板。と。云。賊。室。の。飢。たる
事と荒神の所あり。ん。なり。化。荒。神。を。都。

財宝を求んじと廿七妙喜の志の〜人今
此等瓶天王と妙喜此其一也され我叱天
此法成就とんはる物に中我とて妙喜并天
雨天を本尊と〜そか乃法を以ては居と
のや又かへり案くはる小實やらん外法成
就の者らあ縁にた修くすしと云物をいり有
る危すと思はれり々のり〜當時の心とく
は身者小之久〜わく衆よりハ一時小留三谷
をあちんとかりおて彼法を多〜をすし既

先清水寺に衆法〜して由利生を蒙ら〜しと
十日詣を始と傳ん〜る夜は通夜有夜半
斗は夢想小左右七眼ぬけ〜中お通り刺〜
うせぬ〜みる法盛夢受ん〜ふ〜事教
實をらん三宝と来らぬ報を願ふ事おと
都ら命をたうと云物をあまはさまはふか
らぬ事を教により〜観音乃示〜中努給て
魂のさる〜みゆ〜い沙傳〜ともたろの
也去は〜人よ尋〜みむとて夢に我二の眼

ぬけの中に去とみ多るは好く悪と札を書之法
水寺の大川に立られたり或人は此を予て歩
くなりりまで何れ差や小乃人の比は故しま
おと後乃予見る三室小及依くをる故り
歎乃眼をすく吉事を見んを新す眼を
入之ん十相也表差やくと雨三度合ふ
去ぬ扱は法盡比好相小有り物をと彼符
を言之天をさくそ果報をお約其後七日
と中夜内裏に上外志をり夜半中南殿小

ぬえの志志たる鳥也免すやさたり後比侍
後季賢少ぬくにはくある人やぬくと免す
礼者色を法盡至時左衛門尉と中らると
いと菅南殿に朝歌有在出之かく免すと作
有法盡小ぬいくに目小み中者那共飛行
自在して天を翔ん物をと何事や何る危を
況や安となる予声中有物をいう之かさる干
とおりけれ化るる實や倫言と号せハける事
此有物を源家少とと宣旨此使と号し

之荒たる虎をとら勅定と号してきやけり
獅をとも大座と号り末代に及ぶといひ共
日月にすい天に出現す礼多し人臣乃堪あ
かる事化しといふを追さらん捕之系
ら勢はやと只之畏之氣ぬとてきくに信
いと宣旨指し中々踊らる其とす左衛門尉
乃右の袖の中に飛入るきり取之進せ多り志
い後有に誦ふ少き也きりつ勢物也と
此種定何りく能くは後きく侍系子老たる

毛糸れり毛糸とく嵐に唐名也毛糸らふそ
毛皇居に繫念を奈くきりやとて侍士を
りとてそれたり者占中毛糸の何漢家本
朝小希也我朝小推仁天皇三年二月二日毛
糸皇居小交をなん武者所に作を系りて
とらんともありに捕治すそ門外不出し夫
り故小大災難をなうとく何く礼ハ飢饉兵乱
廿一年、間上下万人愁る事有死志のりふ出れ
は法盛朝使とて无威勢わのり故に備

言此下小あつて言とく化此系きて吉事也
の天下と六年の間風雨時不随し霜雪折不
何や斗川及のくんと中さてはの然吉左右不
勢とて南面乃大竹残る中にも免之清水
寺の岡小埋化たり由繼れ時と勅使を立て
宣命を念らね毛来一竹此塚と云は則
少化也公何余故何く天下徳に万民憂を
字るハ何事と出化不志のん怪矣を法め来
る是則朝教を討不何くや勸賞有也し

とて守護守小但勢らり併法ある此の爰志
乃志とくもや嵐と云は大黒乃使者也亦乃
人栄花の前表是始也希代外くまより
云る

宦途昇進事

保元二年に左大臣世成乱り給くと死法盛由
方はて勲功有くを播磨守小移りて同三年
此冬大宰大貳小成不于平治元年小右衛門督
諫及此時又由方はて出徒を討平くにより勲

功一に非ず^思恐賞^思此重^思の^思へ^思として次年正
三位^思叙^思見^思を^思多^思に^思わ^思く^思志^思事^思小^思思^思ひ^思し
小^思其^思後^思昇^思進^思と^思龍^思の^思雲^思小^思乃^思は^思る^思より^思速^思也^思キ
流^思く^思宰相^思衛^思府^思掾^思非^思違^思使^思あ^思當^思中^思納^思言^思大
納^思言^思小^思成^思事^思兵^思校^思を^思賜^思く^思大^思將^思小^思阿^思礼^思より
随^思身^思を^思三^思具^思す^思牛^思車^思鞆^思車^思を^思わ^思く^思より^思宮^思中
往^思入^思す^思偏^思に^思批^思政^思の^思人^思乃^思あ^思く^思史^思記^思月^思令^思
乃^思文^思を^思之^思の^思せ^思給^思く^思寛^思平^思法^思皇^思の^思御^思逆^思滅^思少^思
太^思政^思大^思臣^思と^思一^思人^思小^思師^思範^思と^思く^思て^思四^思海^思に^思儀^思刑

せり^思國^思を^思治^思免^思乃^思を^思論^思に^思陰^思陽^思を^思和^思け^思柔^思強^思を^思
調^思て^思此^思人^思か^思く^思と^思別^思疑^思す^思こ^思云^思り^思と^思わ^思が^思書^思置^思
せ^思あ^思い^思多^思化^思され^思と^思則^思友^思と^思名^思を^思く^思其^思人^思小^思非
来^思と^思多^思穿^思く^思す^思宮^思に^思阿^思礼^思於^思一^思天^思四^思海^思當^思中^思に
阿^思の^思上^思と^思子^思細^思に^思及^思に^思相^思國^思の^思を^思く^思に^思繁^思富^思す^思
し^思多^思事^思小^思阿^思礼^思に^思然^思也^思權^思現^思此^思由^思利^思生
し^思も^思是^思ん^思たり^思其^思故^思は^思法^思盛^思を^思の^思多^思教^思負^思佐^思たり
し^思も^思伊^思勢^思阿^思礼^思より^思然^思也^思一^思系^思より^思なり^思ゆ^思ら^思に
来^思たり^思船^思乃^思中^思へ^思目^思を^思か^思つ^思り^思程^思の^思大^思鱧^思飛

入礼り先達をみる性と思いと則置文を
くみふふ出れためふふ清利生也急す
食給へんと勸中りれは法盛中すれり
むう一英國小周面伯昌と云々人の船に
登白魚此をり入多ると出中傳たる何
ふふ何々し吉事とて何何らむと上先
七付の〜ひちちり上はあつと權現の
所也尤志の〜とてさけのりの六根
罪をさんけ〜精をりれは道の〜の

かゝ調味して家子郎ホてり強カ小多る一
人少少食せり又法盛三執七此時二月十日
夜半小只のけくと天小物云り〜爰ふみ
之現に怒〜ををけは出れり武士の精
と云々のとと武士乃大将十者に天より
精を授る也と云鳥乃子の精ある物乃極
片めたりを三乃と入とみと出れり武く奢
て始り一族親類救國を重なる官事人職
三品階級小至る〜先祖を起らるる加り

程小清蓋仁安三年十月十四歲十一八
痛小不^子れ^る存命乃為^小忽^し出家入^る
十法各聖蓮程なく改名^{して}洋海と号^す
出家此功德莫大なり故^りや病愈^へ愈^へ
天命を全^く人の随^ひ法^く事^順風^乃羊
木を^ちを^る人^の世^は善^く作^事随^ひ
雨の國土を^ら所^けい^ふ事^なる^千六^波死
殿此一家此公達^とた^に言^てあ^れば^花族^も英雄^也
と面を向^へ肩を^並善^ら人^をり^り平大納言時忠

御清考ら^ば此^一門^に何^もあ^らず^者也^男も^女も
法師と^も尼^とも^人也^と我^等清^考ら^ば礼^とい
の^ゆ人^も相^の後^へと^亦乃^ゆり^に結^す伊^れ也
と^持ち^ある^衣紋^此加^に振^る烏^{帽子}の^た免^振か
始^く何^事も^六は^ら振^と書^く事^と一^天
四海^此人^もな^まれ^を学^い多^りい^つる^賢主
聖^主此^の政^をも^標政^宣而^此成^績を^も人^農守
奴^所に^く何^となく^世た^あり^まれ^る者^後者
あ^らむ^と云^議り^のい^ひ中^事と^名の^なる^也

志す所小亦乃入る七世盛乃間ハ人の夢如とな
れども聊しつらふ事やしなむありき其
故に入道七謀はく家一門はくを後し
者を尋問人をも按に止若は按をハしり
ある童形を髪を首のまはりより披れつ
赤帷を起せ黒衣を起せく二三百人は
かた正仕す礼はとら京中小亮後しと往
及くある平家此馬をく名はく翔小赤印を
けく面小持せく於此せしん是も吾馬攻

乃ふす印とて神小意はる大令京此舞童を
学べたり又は耳聞や若浮海、何たりに
意趣何とていふ勢にいつ著し何らんす
むす何とて中出して奏せよ相尋んとあ
ありされと京中小河川前に耳を時自ラ六
波羅殿上を何とすすに中者何れと出
すに随く急きつ向くは時小魔滅以後
にこの川の上と加屋は風情をれと思と心
けりも持れを云と常の事持りし然る

を吹毛此科を求く賦く矣予同怖しや
碑をたれに目にみあはるに志多といへ共
へく言にた取つてしよとちく六波羅殿
此禿しといふは此の上下忍をなすき乃を
過る車馬と曲るそ通りあり禁門を出入
いへ共姓名を問は京師長吏出はる為小目を
側むとせよみへありる入道悪行張り此能
亦此禿童を言仕積を拵はるたむく浪朝
王莽と云大臣有るる國此位を奪んと思心

有る礼と謀を述く海中此龜を取集る甲
此上に勝と云字を書き若干の龜を海中に又
銅にて體を記多る人形此馬に乗ら加長三寸
ありを尋く積集る竹此中し筆あり時よふと
に有りく此化を入置るきり又懐胎此女千人
朱砂を煮し飲せあり是を万仙茶と云彼亦産
る子を取集る澄り此山に於て置るたり孩
二三女はれを彼亦を取ゆりてみふ赤くして
備小鬼はれとて髪をその道りにおとれく

先童小なり一語赤子廟をりあせく玉城
を出して高きあきくたにせり亀の甲乃上
に之勝と云文字有牛乃との中洞の人馬有
彼と云是と云王莽天下を拓へき瑞お也と此と
こたひ多其時漢帝大小駑と海中の龜と
り何つ免く此れをみるに甲あるとに勝と云文字
有り林入とみり時小銅乃人馬あり小乃重天
此かひ愛也王位を成りしを志のしと
之位を王莽に譲りあひぬ國を拓事十七の

と云り入る秀^光を正仕給すかよ多のけり体也
是を傳へ聞かす夢らにたりと云彼も有又
家系さすや記多にむりか系例有り至と
たつ^如福るに本朝に多免くあり漢家より
八葉の大臣と中りる天下者一乃賢臣なせし
り忠有者を賞く罪有者を懲む事如來
の大慈悲にあとありん諸國の人民而性乃
愁歎天聽不達也及事多くありん汝等皆
出して奏事よ真不吉よりちいりいすれ

あしく禿童に八葉の人年貴鳥と云を持せし
國に此過ぎる禿を放置たりかをくれば海怒
を此少者かく恨をくくむ人もなり國豊
にしそ世治れりかをくれば不動等慈悲
を授られたりかをくれば童子のしそく
是をい善者童子と名をとり入道乃禿をく
惡者童子と名をいひはるる漢家本朝福
く善惡とりに權威の程にかけんとき中
のく凡多事か何ん我身の榮花休極る

乃みありん嫡子重盛内大臣左大将次男宗
盛中納言右大将三男知盛三位中将四男重
ひし藏人頭嫡孫惟盛四位少将舎才頼盛
正二位大納言教盛中納言一川の公卿千余人
殿上人三十餘人諸衛府所司都合八拾余人廿二
又人かく我見へもむる奈良此帝此御時
神龜五年戊辰朝家小中御大将を定らる
より心東左右小兄弟相並事僅小五々度
也始は平城天皇此御宇左内鷹内大臣左

大將右田村麿言大納言右大將文德天皇の御宇
齊衡二年八月十二日承院贈大政大臣冬副
次男深殿関白大政大臣忠仁内大臣左大將
同九月廿五日男西三条右大臣良相大納言右
大將朱雀院御宇天慶八年十一月廿五日
一條関白大政大臣負信公此嫡男小野宮
関白實頼清慎内大臣左大將次男九條殿右
大臣師資公同月大納言冷泉院御宇左頼
通宇治殿右頼實堀川殿共に御堂関白

道長比公達也二條院御宇永曆元年九月
四日法性寺関白大政大臣忠通公の御息松
殿関白大政大臣基房公内大臣左大將亦
御任有りて御弟月輪関白眞實公同十
月亦右不然い危は其時乃は考くとよ
いよさ如し于し左右の大將を統とく歎の帝
にも一乃人羨
是は不れ抄抄深乃臣の山子息也凡人は行あす
其何を上代はかくか近衛大將を以て惜みか

はしす^志一人は公達けりし我を^志給じし
 か^志此れと殿上は交りを^志ふ^志婚れし人の子孫
 乃禁を雜袍を^志し^志績^志尾^志き^志人^志志^志を^志身^志了
 由^志し^志大臣^志大^志將^志か^志たり^志く^志兄^志才^志左^志右^志小^志相^志並^志し^志未
 代^志とい^志共^志め^志き^志也^志事^志也^志由^志娘^志九^志人^志在^志り^志
 事^志と^志進^志も^志ヨ^志り^志く^志小^志筆^志終^志へ^志り^志一^志ハ^志始^志ハ^志横^志田^志中^志納^志言^志
 重^志範^志北^志北^志方^志少^志き^志在^志り^志く^志事^志々^志彼^志中^志納^志言^志平
 治^志は^志逆^志乱^志の^志事^志小^志道^志と^志夫^志あ^志い^志く^志後^志と^志花
 山^志院^志左^志大^志臣^志兼^志雅^志北^志御^志臺^志所^志に^志在^志り^志給^志あ^志い^志く^志

御子^志教^志号^志小^志序^志子^志上^志後^志川^志ひ^志き^志禮^志た^志ら^志め^志た^志し^志不
 之^志在^志り^志く^志始^志由^志収^志の^志朝^志何^志者^志と^志ふ^志たり^志
 事^志人^志花^志山^志院^志の^志四^志足^志乃^志門^志此^志柱^志小^志札^志を^志書^志と^志お^志たり^志
 也^志

花^志乃^志山^志之^志子^志相^志と^志き^志く^志し^志海^志士^志の^志あ^志は^志化^志や
 是^志ら^志さ^志す^志く^志此^志事^志と^志ふ^志一^志の^志事^志り^志此^志北^志方^志ハ^志某^志此^志と
 事^志横^志田^志の^志中^志納^志言^志に^志由^志中^志名^志存^志ん^志化^志多^志り^志事^志々^志
 也^志重^志範^志々^志を^志横^志田^志と^志中^志事^志々^志と^志彼^志人^志横^志を^志示^志

またゆい〜ゆい〜婦小浜室町の宿所に惣
門此見入り西東此町つけ並梅を植とた礼
より礼と春此朝を人買名に木の町お梅町
と梅中り梅又むなす花に心を移〜あひ
〜長妻乃日と本下〜と梅〜〜臘月夜
し花此志〜ゆいゆいゆいゆい梅本中
納言〜ゆいゆいゆいゆい梅本中
おき〜ゆいゆいゆいゆい梅本中
ゆいゆいゆいゆい梅本中

と梅ゆいゆいゆいゆい梅本中
梅の本にゆいゆいゆいゆい梅本中
七日小ちりゆいゆいゆいゆい梅本中
ゆいゆいゆいゆいゆいゆい梅本中
先春山府君ゆいゆいゆいゆい梅本中
此乃ゆいゆいゆいゆいゆいゆい梅本中
ゆいゆいゆいゆいゆいゆい梅本中
廿日ゆいゆいゆいゆいゆいゆい梅本中
中納言ゆいゆいゆいゆいゆいゆい梅本中

皆かひいづけられき也

千はやふらぬ人神の神ふれは花はよ

いひを此初なきふ也

いつまに有としかの言乃り命をすまふ後乃
河の化を聖さしき人より持たし

此品と由はるわる此中に由みえりすは由ふ
こ後れさぬしやふかけ

海のまゝく持たけり花山院の公の

座れ志やふ伊勢物語を所しかに絵繪事

有きり昔氏此中由子生祀あり由^三元屋に人

くを續有い老古事祖父方ありりる由れ

よふきり

家室よりい後の子を植川と其冬た

化の隠せる

とつ所を書給へし由産屋と負負親王

此生れ有いはら由産所也其産屋此前小鳳凰

乃居たら千尋の竹乃すの書を書た中へ其後

彼人座乃障子のとに時笙笛を洞る有

久奈北乃方抱さ礼たてを尋の竹はうへ
たる鳳凰鳴らふ急そて作り千字文といふ文
小曰鳴鳳と樹に有り白豹ハ度小けむと云り
昔忠平中將乃廟に画たりきる時鳥は抱廟
を用起く清く度しとに時をくとたりきり
とと兼つれ中し丹心と中る絵師は空海の
冥白殿中の法成寺に後方小書たりきる
おぼさし夜に曉と二声三声たりきり
又定朝作りと今峯山の庄王権現小糸ら

夢多しし獅子猫犬を夜出とにふいゆい
之大床の下に育り化又後賢法橋柏木を
り之作り并谷の地蔵堂にかたりし
无鬼小を失る事有りて曉にかたりす
雲の抱はぬれそ本座小あは其たらりき
何しりしを女常に鬼子を産事あり免
寺僧何處しをなると今之の撰をりそ
件鬼を法ありたりきれと其後鬼露り
ぬれす中し鬼を考事ありたりか進と

上古也末代、ふしきなり、事共也二六後白
河法皇七弟三皇子高倉乃上皇此后小成
給い、皇子御誕生、後、院号を尊り、勢
流いと建礼門院と指す、天下の國母、そ
つら勢あり、上とかく子細を中、女及三六
法成寺殿乃、由子息、茶乃、所改基實、凡
北政所也、此れと、十、た、ひ、川、を、指、す
由、乃、乃、乃、信、大、綱、言、より、四、代、の、門、院、治、部
白、の、尼、上、此、流、を、傳、へ、と、流、泉、啄、木、す、と、き、と

め、り、抑、流、泉、と、り、かく、と、し、む、む、の、秘、曲、也
り、と、不、多、に、系、と、中、き、る、み、終、く、常、に、潤、給、い
と、聖、鬼、れ、た、先、小、け、い、を、勤、り、の、故、也、其、教
小、い、け、く

三、思、無、安、猶、如、火、宅、發、菩、提、心、永、護、無、為
と、中、經、文、也、漢、の、武、帝、仙、を、求、り、む、し、と、内
院、の、志、聖、鬼、り、り、と、武、帝、の、夢、に、と、潤、給、ひ、ま
時、に、龍、王、潛、小、来、く、南、庭、に、泉、乃、衣、た、隠、れ
君、と、此、示、に、聽、聞、に、其、時、泉、あ、ら、れ、と、庭、上、小

満たりししとて流泉とて谷舟たり哉
朝に逢阪の蟬九天人より此系を傳たり
あり蟬先いしとて此を秘蔵せられしを
其弟子に傳れ此三位といひし人三つ程に
に立聞と僅に傳たりしとて六人秘蔵せし
程小今と日本に絶え久しき曲也志のるをい
のり人の傳を引せ給て人とかりしをい
免えたりと化又啄木とて是も大人の系を
也本名は解悦系と稱せり候はし川聖

此系此系を引く則き多川を引給故也其
文云

我心無礙法界丹我心虚空其休一

我心忘用無差別我心本来常住佛

震且此志す山仙人多し集棄りてむ捨たり

小乃曲を引考らふ山神虫小愛しとて木上に是を

食しとて啄木とて此系を引く事と天よりか

らす花障る人の定る海老尾を清い事りか

日出度秘曲此を天然とて傳給し其少し

ありいむや高倉上皇乃由百位此時由母代し
之三后小准下るせんを蒙る世小中し人そ
其にハハ海へ常り白河殿と申は是也四々
師大納言隆季の此子息冷泉大納言隆房
御御前より由子物もたけしきしは
琴乃上手也

随介笈結還自足等閑篇詠被人知

と常に詠結り是は白承天の作文集五拾四
巻小あり志し情を樂天ハ一天無双此文者小く

師も作竹篇生人に能志ら化たり笈弦の乃ハ
写承なる共日終く是を調る小情を養ふ
りたり水危くと作給る由終也持は指し
持政殿此ハ政所行しひじ初紀追出たハ
才は福も随分此笈弦を由終を出るハ
思ふハ海出る也西園寺此由名主不院ハ將
當麻呂寺不舞堀河侍候とて四天王に如て
ハら海琴ひきも侍りき代ハの室物
秋風鈴虫唐琴渥波と云四張ハ由と成む

の身に入道相國常に聞あひくらに美なる
瑞相とたうりた然るに此隆房比々北
方村雲といふ琴を引給い奉ふと北村
雲龍たういれたる美人目をむと云の
きも持ふふにたあり授衣の大將源氏の
宮よりんと此管絃を授けし給ひしとき
おれ安んじか御子も天よりの中より聖
衆之屋うりしありし世に末なる礼と
か海琴引出来給ふるふとふしきとあは

ゆきあは六條橋政とのあ子息を漸殿下基
通公比北政所也出取いつくくして奇人
はとをかけしきもあはれハ父比入道殿
とゆいしを衣通姫とよむ系承て給け
れとあはれとすし管絃を引し屋すし
殿中此よりあゆむれと歌及此事實
否我知合祈んうるにわ乃政所を授け
てひ免と唱しつ奉りしとあはれと云の
をとあはれとすし管絃を引し屋すし

笑はせ給いそ一所に並みたり殿下は作り
多し今像の内より有伺事世も兼化ハ當座
乃由今と中也基通天性の達ハたりわし
より之の給はつと作有わ乃しと題を志く
いと作有りたる殿下の修しと既弁する
心有者小い世のふ中きして作り開けり
と

春日山神祇 就鳥峯山釋教 是心是佛

无天極三空秋無常 意昔四跡とい也

此五題を日夕已前と承る日已未刻小及たり
之を通はる來し作はしわしよふと給ハ
せありと有るはしわし作はしわしわし
給ひ至る黒土すり守深く

春日山神祇

春日山に免る空にありや振神の光は乃と事有りり利

就鳥峯山釈教

己しは山ありす嵐のいふあれは雲よりたつてす月新

是心是佛

下といつたのたをりむれとふたつは尋つらぬ

旅立空秋無常

草枕をり身よあま吹秋風をすらかたし

急昔四詠

何うなれた窓の新端に白あいつむくの暮れ遠

以上お首のうゝを指燭一寸の内よふたり

父此入る殿此世をかり姫をよひあひたり

理なりしと殿下たりの免あつすかん

おほしき侍とのやふ七條修理大夫信隆

郷の心の方也出れしすい黛紅顔綿繡此粧

花よりい川くく玉のえさしてる月のす

かよあまりしかに登く斗也出れし連歌を

おれよみる重人よかとりあは十繪うた

をれも結いあひたりおまたにたれとたけ

しるる慈悲あやくしそ人をあはれし

ゆふ事おの免なすうさる侍とを法花八軸

た晴小懐りよけたん此及をを祈らあ給ひ

らるか乃アし女作佛乃何をかも給給ひ

あやと免てたる花見一々七八後白河院へ衆
ら集給ひて女御の格よそかけりまゝに記
守藝此歳島比内侍の腹此娘ありさうしたる
女藝らにけとひと形に維しすれ給へり
せん事人たる雨髪秋の蟬乃翅えんらん
たるさうの遠山の色秋の夜月を待よ山を
出る清光をみるのわとく夏乃日蓮おがもひと
身をうらうつを艶むの始り用たらりし洋
一更后れ后りてとくきる八八防門大納

言有房々の由か也赤れと繪りて花結ひ給は
朗らたつてまゝに女房七身をれり人ん句
作文母双もも政と勝れり志き紙かたなりし
書ありまき画圖乃障子小百福の赤衣を繪ふ
非せりいそ一筆に流文を何持けりたり若れハ
院し由後ん在り希代此孫女也有るしり事政
とれけの打やわと加や九ハ九條院此雜仕と
己の後の女也是り又天下第一此女也花山院
左大臣此由りしたる由甚盛所の由妹りてけり

盛衰記
是を八女に
九女と云なり

夕比ハ上臈守房に之序の亦方と申あり
い登る姫君一人かり夕比ハ斜を
もそを〜か〜法を〜たけ〜ま〜き三條殿
し中と申也和琴の上よりそ〜ふ〜いつく
しく物持たり夕比ハ本書坊にあり
ゆ〜んと〜色〜の料紙を人多くを〜り
浅緑此紙と有也此紙も所りだん〜
う〜色〜の料紙も所りのほり〜
集〜錦を〜ら〜み〜り也如此九人の女子

達九重乃中に申れ〜
是に〜
其以世にす〜
兼時と〜
ちやく子ハ山病の事重くは〜
紫三輪ふ車りなり〜
両眼さら小育目也大急丸君を母方〜
神の祟として、法をなく物狂也正念都々身
に副以申二比娘と七女あり申凡小〜

新あつし叶は中三の娘を生舟のかゝりて
物々事々ありたのりたり二人の親たちあはれを
たのけし御事猛火の中に身をあかした
とく美く紀のちや大政入府の男子八人此
栄花小女九人此けん品と御夕たのみかた
み給りあはれ衣たる人間界の果敢と美と
振りの事より也日本秋津くまの僅に六枚
ふく國也本家知竹の國と三十余の國に半
國の及るり其上庄室を田畠其敷を志す

後死志し内んく堂上花此とく新津
群集くく川前市をあらに揚洲の金前別
此玉兵部の後蜀あは流七珍家室一此と
かけしる事なりく奇堂舞閣此基魚龍爵
馬此弄帝廟し仙洞をいつては是くは過る
紀と免とたぐ持みく

二代后此事

むらゝり源平両氏朝家小言仕られより
以来皇化小志たふす朝憲を懼くすの

五のいづれを免を加へての世七乱しちりの
りし保元小為り切化平治小より朝
討せられし後々東の源氏ありしより
或ちあつた化或は誅せし之今ハ平家
一類のみけ人思しと政を差出さず者あく
いつたりしん東の世々とし何事か何しんと免て
たぐ世々へ多き御院出何んかの強と兵革
化し之死罪流刑官停任常より化し
海内と静かしく世間と安んぜし就中

永曆應保の比より内のを智者をハ院より穢
何り院のを智者をハ内か、海くめ良系加
てたれ安んずも早し思か乃、知く安んず
とたりし源氏小所く落氷をふじのおと
其故に内乃を智者絶宗惟方うけかひひそ
法皇を輕くの存りければ法皇安んずぬ
事小思百く清盛小作く阿波國長門國一流
たれたりし海程小主上を以ん出く奉るより
等へ有るか茂の上比社小主上比御形を書き

種々の事とをすりし。寛長二年冬出
之。養正二年六月廿三日一度小流に
乃子細を言聞同り。小院のを智者資長に
と云わくこの人た所為なりと白状せり
考れし。資長修理大夫。官せし礼部。又
時忠の妹。小舟殿。高倉院を恨み。せ
るに終つて去を志あり。其年の夏
安せし。られたり。乃事と。行合
資長時忠二人。應保二年六月廿三日一度小流に

か。又法皇多年乃小宮願。子子観音千
鉢の。中堂を造らむ。と思。法盛。小作。備前
國を。造ら。長寛二年十二月十七日。由
供養有。法皇を。奉。法皇は
免。主上。御耳。入
其沙汰。不及親。職事。を。所
を。所。免。勸賞。事。を。所
免。親。勅。事。を。所

これに法皇由成をてをくきて終て何の
から所小か行とすく少と思ふ多きとひと作られ
たりと表ある此堂を蓮花王院とて名付たり
胡摩僧正の廣といひ一人と白河院此
沙予也三井門院とて無双乃有智徳終此人
たりこれに法王とて頼思されと真言の
御師に由成とて此由堂を討と取した
く御いす千解此中堂とて六の由画像を
て月たりとて北たりと兼るありとて

たあれ至上上皇ハ父子此由中をこれ何事の由
隔何の危れをこれ共々をくは由中をとりわらさる
事共々ありとて中の人耳目を驚く世りか
いじり中事有り大皇天后とて中と右大
臣公能公の御女沙母ハ中納言俊忠女近湯院
乃后也中宮より天皇太后宮小阿とて安孫たり
たりと先帝がこれ参りせ給ひと後と九重小近
衛河原ハ御所とて移住せりといふ先朝故宮
にとも古めく幽ある由有極也たりと永曆應保

此の世に二十二年三月にやあけしきりし御
盛しおこす事おつしきり共天下才此美
人と等へし事おひれは至上^{二條}院^一水あ跡に此深
る所古地はと世乃議を由者となりてや
る力士不福しと潜小不宮に搜し求免しむ
系に及る忍心は彼まに由消息ありみや
阿へて等召入る礼すれはひたすしけやちし阿
らけれましと后入内阿ちしと右大臣家
に宣旨を下し阿あ事天下にかひとあしあり

世しとたはれは公々せんきふく先吳朝の先
蹤を尋る則天皇后は太宗高宗兩帝此後小
三孫へ事有れ則天皇后は太宗此後高宗皇
帝此継母也太宗此後尼とありと盛業寺了
鏡孫へは高宗此孫は願は宮室に入之助
治へと天使此度来るといへり阿へて從孫は
愛小帝自盛業寺に歸事しと朕阿へて
私此お跡を尋んに阿は阿は天下の為な
んと皇后更に勅になむく詞かし先帝此

他界をともす人爲小多ましく釋門小入再塵
鬼小均の及わすすと皇帝内外此群籍を印く
活て還幸成動十とい共皇后くはく詔んし
しとひるのくもはまた危從此郡並よま
は小取もるのあといと都小入せり高宗在位
三十四年國靜し民亦む皇帝と皇后と二人政を
治免死故小彼はし死をを二和沙空と中ま
高宗崩御此後皇后女帝とて位小在孫り
在号は神功元年と改む周の王孫ある故小

唐此世を改る大周則天大聖皇帝と称は
爰小后下款といとく先帝此太宗世を經營
く治る事其功を治りて古今り難なり
といひ治る天子なき小くも有る也
願くは位を授る太宗此功業を長加しめ
治ると仍在位廿一年とて高宗は小子中宗
皇帝小授治り則代を改る神龍元年と称
は則家朝の文武天皇慶雲二年己巳小當たり
兩帝此原は治る事吳朝とて此例有と

い、昔本朝は先規を勅傳の神武天皇より
 亦乃、人皇七十奈代、い、二代の后、立
 治、る例を、及、片、と、治、に、七、廿、九、代、同
 也、法皇も、亦、の、事、等、を、不、可、然、り、夜、
 中、か、お、け、し、悔、し、む、若、主、上、は、位、有、り、る
 と、天子の父母なり、万葉に皇位を永くせん
 上、か、し、う、は、是、程、の、事、慮、慮、不、仁、さ、ら、へ、ず、
 と、之、已、に、入、内、の、日、時、を、宣、下、せ、し、乾、る、上、は
 子、細、に、不、及、此、事、等、を、い、は、る、り、宮、の、物、う、す

事、の、思、ふ、く、曳、か、け、ま、さ、く、す、か、勢、を、へ、り、由、歎
 此、色、の、水、を、二、か、勢、を、い、は、る、は、是、之、衣
 也、先帝のわづれ糸、く、せ、志、久、未、の、秋、の、始、と、同
 草葉の露、し、り、清、家、を、い、は、る、と、世、を、い、は、る、は、
 せ、ら、か、け、し、事、を、い、は、る、さ、ら、は、る、は、
 事、の、思、ふ、と、世、思、ふ、は、る、父、の、大、臣、を、い、は、る、
 と、若、く、は、め、中、を、い、は、る、世、の、順、は、い、は、る、地、の、
 狂、人、と、い、は、る、に、詔、命、を、い、は、る、は、た、り、子
 細、を、い、は、る、は、速、に、い、は、る、勢、を、い、は、る、

侍するは是也是偏に愚老を資つてと孝養の
由かしらしたるへし不知す此御未だ皇子御誕
生所の國母といはれ侍し愚老も帝祖と
いけりて家内此栄花はよりや侍る人大なり
か様此事は此世一ある女上天照太神此由侍の
らいつておとを免とすましく中も御侍より
由しととあかりきり其由何とあまの心
か御書すは海野御侍
うたわしに御侍りて海野の世のため

ちれ名をやたりのま
世をいしり礼侍の執屋に衣にや
したりの事讀歌せし已に入内此日時定
ら礼と御出立振こよ思ふ御侍り出車此後
或るより免つるよあ、御出立振振せ
給へり言と物うまに御出立とわし
せ給ひんをこらちあて小夜いまはて
御車にら助をい言せたり侍りて
笑何の内衣あとし免ませす向き内衣あ

其免さ礼たりある内一衆う所給いくく
やのく徳恩を蒙らせ給く礼の者い殿か其
渡りおにけりしは 昔る清涼殿の画圖乃
中障子に秋月をかたたる所近衛院に
いすし御帝よりすしと給給ひ給も此のふ何
とあは出子すよみに書りし給にけりま
昔はすよしりむくしにうとらましくて有
なるを由らんせし給く礼の海に先帝此い
乃由傳を思ふ出さ給たりしはして何となく

思ふはけりし

心抱やうに身かきくに追記の同く雲井
此月をすんとし

此御詠表に数少く其漸へたる屋うたひうま
いいたれおんとすと人りきりた後くしちうけて
給りりりきり大方其は是乃みおるか加
たありい此書とも多かりきり世流季に及
人出恩を先しする故也

二条院崩御免徒額打論の事

かてて程永萬元年春の詔が主上由不
豫此おしむけしとまんと夢へしとの其年の夏
此始く成りかたおとにわをも勢給き是の
より大膳大夫か給あり娘の孫小今上の中
子ニてのあつ勢給くを皇太子小三才勢給く
へしりしと見えし程六月廿五日に御り
親王の宣旨を中されと至るに皇位を
禪らせ給ひしを何となく上下あはせたり
たが能く童帝此清和天皇九歳して文徳天

皇此御譲をうす勢給ひしより始り周
公且此成王小かありて南面して一日小万機の
政を初いしとたゆまなく外祖の仁公知王
をくあらし給へりた勢又是が始り鳥
羽院五歳を後院三歳して由日位有くを
於疾事事工人のいふに礼は日川か二歳
先何なりし物さひのしと人をとり六月廿
七日新帝御即位此事有し同七月廿八日由し
十三歳して新院矢と勢給ひし此由位を去る勢

孫と日川より三夜余日也新院と云二條院の御車
 也天下此憂喜入りと取柄へけり一車也八月
 七日かゝりて寺小あゝき侍も中と一系也
 之後被事良しれんた心等といふ所も
 まり八条此中納言長方令其時左大弁宰相
 しておけりる由葬送の御車を二かくと
 思ひ侍りけり
 旅とゆきかかへり

忠胤僧都より秀白の時の事也七月廿八日、
 あり日也や去人たゆり法隆寺いふ所
 指を出御ありて還御たりし中されり
 子胤人社を志けりり表也と事との也
 近清大宮と云乃君と云れ表也と孫也
 くと至りてゆりておけりて路也と云
 此六へ一一定あり世乃多免し今又の表也
 御葬送此夜定曆寺與福寺此僧徒此案加
 くと御をくと云よらとせよと及むり

主上上皇此崩御之時南北二京此大小僧徒亦
悉くやう有て家寺に此印に形を三家知り
た礼く小三茶院此印に起りうさればし
を初く家多之有南都東大寺興福寺を
始とく末寺くお伽と東大寺と聖武天皇乃
御願何れを起り寺を元り礼と一番也二萬八大
職尉淡海公の氏寺興福寺の形也三々園城寺
元興寺法興寺雲居寺東光寺遍照寺大覺寺
歡喜寺とく末寺の形也四々各宗と節にた礼

しと京と此は面白りく見物也今度此御
送葬此時延曆寺の兎徒先例を背紀事を
みりく東大寺の次興福寺此上例をた川る
間兎徒余依くは後東大寺興福寺ハ三也
自由小作延曆寺此客を興福寺の上にくせ
以る此持安く名山をやせむ(子法興寺を
や焼くす(子かと後法興所に法興寺と興福
寺の末寺から故に清水寺法師に觀音坊
至坊あんと坊力士坊とく四人有りを出之

礼んたい等の奥に岡山乃ほりゝをたらふ
たけふあふ急雲をひかゝ地を動す誠り
此君ら宮乃由才子おなりゝ条りせて仁和寺
に入ら勢たハゝ多ゝゝを王胤ふを大切ふ
了り取返ゝゝりゝを三坊有るさ礼
は由堂と此由むゝひゝを由位の時も十ゝに
頼田百礼ゝ二条内裡此邊三條坊川島丸に
由乃人所存作給ゝ了りゝら勢給ゝ礼ゝ常に
万葉の政ゝ由入有るゝと終せへゝ

土佐坊昌春年乱此事

拾彼昌春南都をうゝれ多事と兵福寺
領計庄と云所有去れ仁安れ此衆徒代官
を入多を多を西金堂の由袖衆此代官と
して小何四郎を忠と云昔せいなゝく
庄勢をちとゝむる衆徒此中侍従衆
伎高を内ゝきゝて遠忠ゝ乱坊を押すす
と此西令堂衆土佐坊昌春教掌此忠徒を
かゝらゝ遠忠を夜おゝゝ則彼庄を横

頃廿んと引かへる間鬼徒昌春を追入
る子細を奏聞此の爲めに水榭を先になく
せりて上落はるるに水榭を先になく
せを率いて彼水榭をまんに切破せり
之より水榭によりて鬼徒殊境りをな
て昌春を召捕之禁獄せらるる死
祈中間長者の時の子當りんちう僧正に
依りてこれ共昌春あへて事共せん爲
間是をわくくく昌春の中祈其いけ礼

あるくハくく笑ふく水成紋有る死より
重く修下さる物い昌春か免くくと上落
くたりきるを寺家上修下昌春を召取
大番鬼土肥次郎實平に頼らぬ昌春鬼
神よとて此の地くそ正月をア
程の後少を土肥と親く具成たり又其後
公家から出たしからり事礼と南都と塔歌
なれと志ぬて還任せん事たりなり
や伊豆國流人兵衛佐出共末に乃りて人お礼と

思出して土肥と言ふやせよ山系に下りる兵衛
 佐にまよふに心だもさる者成れば佐も大切に
 りもれり兵衛佐治兼四年に院宣高倉宮
 此令旨を給く謀及を起し給ひく時昌春ハ
 二文字に給い下り乃旗を給ひく功此者
 して有る海人ト考ふと春日大明神乃
 討をいふる人より考海者を屋と中なる其
 後徳倉殿より九郎大夫判官討と京都
 差上られたり考る抄考んとして水をさ

して考るるうう後のおく僧正谷より加免
 とも礼六条河系にを取を付のうは礼なる時ハ
 ち替くたを何り礼神明七討と恐く記事
 のなと人中名とかや同九日午の時付りり
 に山門に大泉下るとまふく礼を武士人
 ひわく西坂本へ池向たりん礼共泉徒神楽を
 捧きて押破る乱入す貴綾十日記述一る事
 斜きす内藤氏此朝臣布衣と右
 御川に陳にひる上皇山に大泉に信く

平中納言法盛卿を追討せし時へた故り
山門の鬼徒都へ入し何者かといひ出したる
事等へけん平家の一類六はく人池集まり
上下ありたりし礼より左衛門督重盛の
一人持何故にた今さらへず持とて轉ら
れん法王も相しりす思ふく急六はく人
御事たりし全くしる事なくとも信しれり
御事此上中納言大い畏むと詔されり
山門の大鬼は法盛の寺へ行しよ事々焼

99
拂をりし夢へり去七日の夜の會稽の
故也恥をすしんんと云は矣朝小稽山此
洞といふ所有り彼山は有持礼とや
十七日^の稽の申一をよそ系千兩をひく
されと一万七千兩此系也故に小乃山を以
稽山と号たり會稽山と云彼山に二
人乃主有り會基將軍愁負鬼風といふ
二人しと一は法盛此法盛をた七月七日
奇今と合戦をなす去る勝多る者なり

負今年勝たる者と来年負ける故に秘方
山の禁はく子に歩望く本意を遂る故に
先の恥を今清む仍舎秘方恥を記す
といへり去七日と山門忽と恥たけい今九日
と清の寺又清の寺をみる秘方則舎秘方
鬼風小遠ふたれや清の寺法師老をい
けす二子ふく相清り一子の瀧尾は不動
堂にとも一子と西門はく待のけたり山門
此榻子とすくふ久々米跡せん寺教

此中山寺にて責ある大子とけれり此も
あん寺ヤヤと勢之坊舎に火ををけられ
おろし西の風烈くして黒煙東へ吹は
ふのを多れと清の法師一矢射ふかよは
すとも物も取れん四房に退散す

清水寺焼亡并白基房御難儀此事

むの 嵯峨天皇此第二の王子の居親王乃
后二条右大将坂上乃田村丸此御娘喜子女
御由懐にんりし起若由是年子あらしお氏

寺に三重乃塔をくむるは由願ふをせし
能く強ひし九里ん言くか登れし三重乃
塔も焼くなり見安れ塔とゆは是也い
志たりんたしそ火と消るなり本堂一
字中持強りたり多無動寺法所に俗
者小堅者柔圓といふ学匠若僧の有るる
近出く者海と罪業本より所有宗し
妄想顛倒より起るん此係るれを衆生
即佛也た本堂に火ををよやくと乃

志り者れを衆生むくと同してはあした
小だにまり小火をとほして本堂の四方に付
たりりれを煙忽に雲井を造り立乃降り一時
此程小回流に涉侍る共愚心也おもふと
く堂舎一なりも強す焼拂く改上りりれの上
皇も還御成り重盛令を由送り小衆をせ
たりれを法盛を留られり猶用んれ為小
や左衛門督御供の功りたりりれを中納
言に給ひりるを法皇の入ふ勢にけりま

清らふし畏るは申れ去たのころけても思
 より修らむむ子のあれをいぢか根小も
 竹ゆめの共たは善守の御教をいぢたみる
 小一切たなん子のを久々の祈し云りかなるす
 披露する事と起出へ祈より蜜なる事と歌
 る世とよまといえとを礼と水下の妙いにく
 尚魚と鴨の為小あえはけ礼深ふあも
 る香とけや礼意のあふたの礼はと云り
 かかす有事をとせ者る世とよまは礼と世

礼なりぬる海とよの結へと左衛門督と此
 事ゆめくは氣とよし由詞なり出するるるん
 人のあゆはけり中くゆた車也歳慮
 う背に結つた人のあふ仁由をと神明三空
 此かひゆへくゆ由身の恐ゆへくすやて
 左衛門は左衛門督とゆく大根ある者うかと世
 中納言は左衛門の法皇と還御七後と加
 らぬを習者教多御前といは礼とさるるり
 ありたの車いじ出へは誰かか事と

いし法皇とむと信有者礼と西光法師の儀
の天小のたりし人をいさげせしむる言
邊り川その水過多に成りて天道此の罰
とやと中り礼に此事由なりし堅に平有と
云事有り恐しくと指中合老の清水寺
焼たりける後朝に火坑變成池といふ事礼
を書き大川の焼柱に折たり老れに悪切
ふくたふれたりとて礼をばさるる言ふな
る言なりし者の志をいたりしとにたしし加の

是と去年に人今とと涼嵐りと有しと
小稜大嘗會もなり同日一月廿五日東正
方は小腹小法皇の御子親王此宣旨蒙ら
給ふ今年又女にあり給ふとて事小折ら
ら礼と小腹と信らるる万機の政法皇等
は小信らるる東正方と中と時信朝臣始知
信此朝臣乃小孫也并殿とくはせ給ひらる
を法皇時と百礼りる程小皇子出来ぬ礼と
孫重子人にと始と皇后宮と中と事らるる王子位と

（其の勢に悔む）之後に院号有る建春の院
と其の中あり相國の次男宗盛を以て女御に
由子させし勢給ひたりはにや平家と云は
りてなりし中より海仁安元年今も其大
嘗會有るなりは天下に當也同年二月
七日去年親王七宣旨あり勢給ひたりし
皇子東三条より春宮立し御事あり去
宮と申は御門の御子也是を太子と申又御
門は由中乃儲此君小侍勢給事有るは

を以て帝方と申皇帝方より中於此に是は
御甥ありたり三歳春宮伯父二歳にあり勢
給昭穆おのかけり物たりしと云り但寛
仁二年一條院と七歳より由五位三條院と拾
一歳より春宮にあり勢給先例ありし物
らん人の中より同三乙二月十九日東宮
倉院八歳より大極殿より御五位なりし
は先帝ハ云々御位を退く勢給ひて
新院と申は御元服かして御童形より

ゆき〜く思百と十乃人之多うと國を治るらん
其官と何事あると心平しとたふひり疎不
らぬ事と志れいひさ、屋く時、有り法王し
内、思百礼とあはむ〜より今、朝敵を討平
らる者多けれ共、かゝる事、屋く〜、貞盛秀
今、將門を討頼義、貞任を亡〜義家武衛
家衡を攻多〜、動賞給われ〜事受領
〜とささり、法盛、さしたる志出〜たる事
〜たり〜かく人のまたた〜事、志、法、屋

〜は是も世の末、成く王法、此川起ぬるやと
思百、喜れと〜との次、あつれと君も、忠誠、あつ
又平家と朝家を恨る事、いなり〜、小
上、今世、此乱始り、根え、去る嘉應二年十月
十六日、小松内大臣重盛、郷此、次由り、新三位、中納
言盛、其と、此と、越、あつ多り〜と、此、蓬、臺、殿
小出、之、鷹、坊、を、せ、れ、る、よ、小、侍、より、二、三、十、九、日、
折、む、礼、と、け、い、ふ、事、あ、つ、と、君、と、せ、く、新、ひ、け、り、追
三、と、折、〜、の、雲、と、降、く、枯、野、此、〜、き、面、白、色

夕礼を終日持了とて名山瑞王の礼
を悔ふ礼多に時の嵐白雲殿基席院の御
所法住寺殿へ衆を歩たぬはを御有る不
六角京極より衆を歩たぬはを御有る不
此御出より志々に越あちかこりいすみ世を
世々せきりたる上石具たる侍共皆く十六七
此若者には礼義骨法を弁たる者一人りな
かり多礼は殿下の御出共いひん一切下馬の
礼義なり是によし前近御隨身志々した

是をいづつ何者を御出あふ速小法とまり
と下りたれと中々礼共更小年より起り入すけ
ちりしを通りにりしを起けしもの事とて
有る礼は沙供此人とてつやく入石の孫より
知しりけ礼は資盛以下侍あふ入馬よりとら
え引かき願私存小及よ資盛の何せん
二けくの宿所へ為し祖父入石小あふ
祈り礼を入石さい何の孫ははははは
大子急り殿下ありといふて入石何

此事をいづれ思ひいさる(起をいふ起の
若者にさうかく恥辱をあへしらす(おれ
いふんあるは身なれは乃事かりい知せ
しきえいさるを何の海(多礼かゝる事か
人より何れは(始らる殿上を根をら
至し(結い礼と(去内府(乃事をた
ゆめ(ある(かき(重盛の子共(し(中(すん(す
この(殿下の(出に(衆り(何(て(馬(より(も
今(も(り(り(も(かり(ぬ(あ(そ(瓦(築(た(て(は(左(根(上

世(礼(衆(り(は(ら(は(人(敷(小(思(百(事(に(より(之(や
小(乃(事(か(つ(り(之(面(目(に(何(し(十(全(頼(政(時(光
か(と(て(い(の(源(氏(小(何(す(む(礼(は(し(る(誠(り
恥(辱(す(そ(と(い(たり(ん(か(礼(の(事(より(大(事(よ
及(之(世(乃(礼(礼(より(ある(事(の(く(は(と(の(結(い
礼(と(其(後(内(府(の(と(乃(結(む(も(あ(け(せ
す(し(田(舎(の(侍(共(此(小(も(の(し(て(入(居(殿(の(作
り(介(に(お(り(事(な(り(と(思(い(と(あ(の(後(も
舟(さ(る(者(取(は(子(人(け(け(り(招(家(て(来(廿(一(日

主上の御元服此定るに殿下御参内仰む
すのりも侍侍中て前直御隨身亦加本
爲されと知せられれ其日成て中
川ありのう侍邊小六次宗騎の軍兵を揃て
殿下の御出を侍侍たり殿下に侍事あり
より志願し百礼さして主上明年の御元服
此加冠拜冠のした免の爲ふ今日の大内の
由直爲小七日六次宗に侍しすのりも
有る礼とたの御出より引侍るは侍侍

そ今度とたいらん門が入給はけし
由は侍侍たり中川門を西へ御出成るを
力のう侍堀川此邊より御出の軍兵侍
受衆も多し御出切あり侍侍たり
おかけらしておかけし侍侍馬おれ
る近りのを有馬を揃て加侍者も有侍
由直身共乗る侍侍前直六人侍侍
侍を切より其侍上侍侍人の侍侍多し
侍侍を切より侍侍侍侍侍侍侍侍侍侍

汝加主の本意を切也と云ふく免く此礼を
切隨身拾人内右府主武光同本意を切
礼に多し刹中平此志りい切多まて此車
内(可)をあらふ法に入々礼殿下と此車
より前礼落多勢強いて何ぞく此の御の
家三入勢強しりまは勢強し此隨身もい
つち(っ)失たりん一人もなりり此供事此殿
上人或は物見くら座あし礼或も志りい
むあとい切はれたれて子の子をちんん

に志らうして中山川よりては悦び此時
を作と六侍くぬりたり入るをい
志りてかんとり海と小舎此大臣殿も人に
さじか礼けり素徳家貞れたとい也多とい入
るい多のりやれな中知し給ふまといて
重盛小々愛はり志りせさりりるとて此向い
多侍共拾奈人勅當せり礼多し重盛向ん
との子供にと有ん者此殿下をり思をり礼
義をりなして多侍ふつたにいりいな死

若者共を三具して左様のいりうを何
はしと刺父祖に悪名を立る事不孝の至
偏小汝の者自今日後之親子此後何
十と裁前中をもふかく戒られらるるか
の大臣に何事おぼしめし人として世
おもけめし礼を其後と殿下此由何事
志り衆多し人老人もたのりたり
御車への古老七者に淀の任人周情先使
國久丸と申ある男下らる也此礼よりか

くより孝侍者にく抑我君をいふたのり
給ふぬふとそふののしを尋ね承免糸
らせらる小殿下と何屋くの給の家より
此記ふふかかれと由並衣志ほしとせ
はし給ふなり國久丸も一人志りのい
むたりのい給い何川免之御車仕と此礼より
中御門へ是を御也の者り是を御の儀式
くくも疎也給改定向此の教り目
を由らんす事むくも今もた免く

少忠也有免出礼也平家の忠行の始あり
翌日西八条の川前ニ作置物を志しり
なる法師乃出くのみくならぬたをたき
りら上る物をたきむと以侍けい起を作り
たり又おに石福一毛立志する物を置たり
乃俗男女門前に布をあらはせ礼共出給
たり者一人もあく出く何変也をといふ
所よ己子十片のてある僧のすくしりて
おみくの中なるも出礼とくぬるを他りたる

やし中は出礼を何也と云ふよ殿下の出成
なるを平家の侍中出門いのら後くそ侍後系
勢もさんくは道ありし由車を二つかき
お出出地身れしとてを切多りたるは作あり
出礼出礼むく物にあふも出くかきみといふ
とたにせせと一同お目つと目しといふれく
ちる初かきその志はさあきんやかうあり
きり叔お出志とりたる藏人大夫高範あ屋かくと
とてを切れたりたれといふすくた根かきて

寤所不攻りそ引加川紀さふくたをさるゝ像小大と
此乃の物やありの中小目安かくる子めまきたるむ
一人斗起と云ををよといひけれと書あ子共何事
願ふむ也受来かく思ひりる所一程なく免しくて
糸りたり也海を妻あふらんをくすしをせす一同
なる所不終り存く切られ多る本ををうつらをとれ
をしくて一夜乃中おむれいつか勢まひん志とく
のみき急目くくらたれと藏人所の表れして中ら
と我い屋しくくも武家お生れと如形も矢を取と

重代兵道其日志のりた不詳不^合達たりとく
をそくたんをすといひい免さるけしめ小刀程の
物も身に志といふ人小ををうへちすく山持ふ
くとも物いろ所口をくたのをみんよりと自害
をち終付るうりくも叶す剣りともを切れ
やりしと云不實といひむ身も礼も矢取者の志ぬ
るま所も死さるるいふ所也則世をと乃この
れ家をも出へられ共左右かく出家したるは
りしくを切られたる事ハ一定也とさし終らぬ

すむ事生、世に此の如人も今一度に在く
少もた心多んと存して衆にたり但懸に人
並に世に三はく礼に少たから世実をいも
いひ行ふ礼思立たる事有とて懐より刀を
取り出きて本意か切く礼整に急行
引入と袖打り川まきと出なる少を授けり礼
廿二日拵政殿に法王の御参有との傳出御
うき免ふ少とありてふつと中少給ひ信
礼に法皇とありはく思ふと此よりを入

小中給いし免ふの作者多入此よりを礼等
之殿下乃入る事を院の許に中礼たりはる連
人志より乃志より殿下かく事に何とせ給ひ
と廿二日院殿上にて元服乃定とありはる
物何より給ふ物と給ひ拵政殿十二月九日為て
宣旨はあつて廿四日大后に給ひ給ひ
此に明年の元服此に給ひ料也同十七日
小中拵有少くくふりて拵有く大政入道
才三此姫后に定有今年拾五と拵成給ひる建

山鳩ニッ来りてくい阿を死しり鳩ハ八幡
大井ハ中一ハ使者也宮寺にの侍ア
死かしくとくあ當淨法重のよりを公
家ハ奏聞したり礼ハ神祇官ハ由由
有天子大臣此由慎に仰るは下ハ侍し
ニと終古中たりき由是此ハ加茂上
社ハ七々日下加茂ハ七々日恐いそあ新ハ
日訪をくして而度詣にせられたるに中三日
ハ當ハ夜詣下向して中津川此宿あよ

大納言即化たり者ハ夜の夢ハとて上此
由前よりしかほりたハ神風ハ大く降りて室
殿の由たをき川と罷またりたるやと志つて有る
ハあはれこのまハ房の由者ハ一首たつてを
詠をた夢詠むたり

桜花加茂川流るるむれは教をええあを
とく免さりたり
成親御夢乃ちちかうちあ中かと務の礼なり
われと志むる上の社ハ仁和寺ハ俊亮法印

を止めと真言秘法を引いた下の若宮小
三室戸乃法印を不覺とたきふ人の法を引
かすに礼多程に七日に満る夜像に天を
地より程大雨降大風吹く雷ありと宝殿の
後の妻大杉と雷ありと火ありと引きと若
宮乃社に屋けより神の非を法給に祐と
ふくまも出来にき海しりや成親の程に礼あり
たけい志り給にけりりるたか何はまきりり礼去程
の嘉應元年正月三日辛上比由元服せし勢給に

二十三日朝覲の御幸と給すへし法皇女院
の御事を礼し法皇の御給に初冠の由
染らる多しいつくく渡ら勢給に三月
入石相國才二姫女侍まきり勢給に中宮徳
子と給中宮の法王侍猶子此後ありと礼に七月
に比角力の節有重盛病にたけりり礼に右の
あふ屋に事を行給に人みと中宮の
果報は免とたくを御大将の御給にまきり
礼を還し一人は勝れ給に危しと中宮の御給に

加や加孫は免より之世免之此事ハ未代にお懸
せて中命至ニ〜かくおけせんす〜じし中なる
お七いすハ〜これ清子息大夫侍候羽林といひ
と較多か〜〜名を二なゆふ至さ〜〜花屋
うある人〜おハ〜何ひる上大将もお孫は〜
〜紀人〜子息を〜侍候後孫を習はせ事ハ
ふれ〜〜ある事を〜去給ふハの程
此叙位除目ハ平家乃海〜公家院中の
此けの〜い〜孫政園白のハ成紋を

〜ちり〜孔ハ治承元年正月廿四日の除目ハ
徳大寺花山院中お殿もあり此給は〜して
新大納言思ひ至ハす〜冠入道ハ嫡子重
盛ハ右大将〜おハ〜左〜つりて
次男宗盛中納言ハ〜おけ〜〜
上篇を起過〜〜右ハ〜ハ〜
か〜り〜嫡子重盛の大将に成給ひたり〜
を〜〜死事〜人〜〜
此手並孫給ふ〜人〜有〜

中より後徳大寺此大納言一此大納言たよく
文學俊長小家重代よく物よくれ終る志小
於ふいん此事なりよく定よく出家おとし
何んすむじと世の人中あひりれよ此世の
あきんや物もよをもんと思終ひり何り
たを能く止よく大納言を辞よく中て
中終る有よく出家よくて山林小文終よくて
よく思ふ三男河原藏人妻賢基よく中終るハ
出家ありて世を捨よく終よく君をねよく終よく

終ひる侍妻中房たちみれ終死よくあんすよを
よく平家四海をおよ家天下を掌に握る
爰小一天の君をよにちやよくよく終る左程
此人乃あふ中いをよとかく中不及けよく三家
乃君をよにちへられよ終終よくいつあよ恨
よくよの免世に謀をよと先よく安終此處終
御番有よくよ七日の中終終よくて其
社此よ中をよ内侍よく中終礼に種よく此引出
物をよのよ内侍よく人相よくよくて京よ上り

何れも内侍京へ上りし元程かゝる大政入及
亦一定見参くはつんすもん何れも上りし
也と尋られば内侍有のやふ中ハ大
功と一定参らぬし是れとて権ハ小権ハ
中されば礼とさすとして教島へ参り安
つり衆は少く内侍共参りたり支度し
たる事あらはし釋し此引出物あむと
権ハ少くして引ひたるかぶて七日の由衆
衆けり礼と京へをり引ひたり内侍共

谷砂を惜みなりと一日越り参り安
内侍共引ひたる所に徳大寺夜修り礼
はるを引ひ内侍連王城の禰守をさしか
衆せし國を及たし海をふり参りて志
を思ひ引ひる礼は色し内侍連を以大明神
と亦衆思も礼今一日谷砂かゝる引ひと
此引ひる礼は引ひぬと送りも亦引ひと
内侍いと申す功と申す志氣に釋し
引出物あむと内侍連情ありと一日

かゝ礼うと此給ひ々礼々兼りぬとして又
送りなる角て一可く送りなる程小都をこく
送りなる徳大寺殿你ら礼々兼りぬ礼々兼り
登らるりいけう都内侍たらし小京つと
あもあてともあんと宣ひ々礼々兼りぬ
ぬとも内侍指奈人京一此け家内侍共中
あゆむ大政入る夜小系入る下らむと
之系々多礼々入る夜出合る又系々給て
内侍共何々上りたる也とも礼々内侍

中々内侍徳大寺夜大將を起られさ給
給ひ多ふとて山出家何々山林にま
まむと廿年給給ふ々歳高の大明神ハ礼々
えん何々あふ渡々あ給給ふと祈徳中々
其後出家せんとも山系給給ひつら山出家
いふふ屋々山守つら山系給給ひつら山
一可くとかかり系々あ給給ひつら山
いとい見系々入ていとい山守人とも系々
いとい山守礼々入る夜何々何々一可く内侍

だちさんいしとせし中もあつ入居の強ひあつと洋
 海、宗もあつ大明神を尊む渡ら勢強と傳
 等々番強たり象あついとあつ勢強大
 明神此中威光り恐りいとく重盛大將
 阿けよとて徳大寺左大將にたりとあつ
 新大納言跡口惜とあつこれなりいとあつ
 して平家をこして本定成とけんと思ふ
 人侍子あつあつあつあつあつあつあつ
 納言中々あつあつあつあつあつあつあつ

位正二位官大納言年己卯二月四日二大國親
 多強と宗中たつとく子息所後あつあつ
 朝恩に何れみりあつあつあつあつあつ
 何れ侍人侍子あつあつあつあつあつあつ
 所也信より此中此有強をすの何れりあつ
 人あつあつ其度たつあつあつあつあつあつ
 に誅せし強あつあつあつあつあつあつあつ
 此恩をあつあつ首を侍あつあつあつあつ
 何れや強を誅す人あつあつあつあつあつ

をよき此へ集るの然者をかこらひ木のい
とふみの外化事なりのりもあら

鹿ヶ谷評定此事

東山小麻谷の谷といふ所は法性寺の枕所
俊寛の領也件ノ氣之後ハ三井寺に後
より此枕也といふ故に城郭を搦ハ之平
家細うらそ引勢なきと支度城ハ内多
田藏人新撰法正寺の枕所俊寛近江の
中将入道きん生そく谷山城守えのそく谷式部太

夫比り経平判官康頼宗判官信房新
平判官すけり此左衛門入道西光ホを始と
して北面の卜ウり教多用意志ウりりて
平家を亡にハたふ力此人新大納言成親
命を始として麻ヶ谷俊寛の城を合所とて
若ふより阿比く多人まウり法王も時
入勢強い之ウり入せ給ふ所給ふ俊寛
の沙汰ホて法儲てん福ヒよウてとてあ
系ウせて内定ホあウ有時も有かの人

傍の彼寛の坊小寺の人々を誘ひ日に酒宴して
抱れりしは程小酒盛まふあつて方無
所りなるに多田藏人より酒盛を呼ぶと
たり新大納言喜侍を一人招き来て何
事ぞむむきと登りてこれと程かく法衣を
長衣の一合を人の上にかきすくあり尋ね
ある白布の端端取出し登りて多田の藏人
に手に交せし大納言め成りけり日次だん
たり法衣事大將軍にと一向の邊に

る其の袋れまきうにをる今一度はと登り
志い多りこれと程思ふと三度して布
ひらきけりこれと程別部小寺
取より其の静寫法印と中寺の衣
納言入る志んせむ子なり万事思ふ
引入る志の人も有るこれと程相國と
に用いし世の中事なりといひ物
られり法王の由氣色とよき蓮華王院
此執行に成あしして天下の政

さし至らりし宮態しく是つる成親の命の
もとにみえり此上りしは此人有りり名をい
ふ乃前露此あといひいなる松を露緒
れ多りりれともあはれのみあつしおそれり
露を露らよの常あれともこはれお念有
た乃被依のたえに俊寛はしる人そ大納言
此許へたしり多りけれと杯砂无せりれはあ
かの上童二人出して多しはくは志心
多り希り是を始とくは俊寛はたはれ

り此ハ二人たのし時におしりあせり
れなる指ふはらけしはた女子二人出来たり
るともや彼俊寛と仁和寺の法印をん
かた子京極の源大納言雅俊の孫也せむ
せむる可矢取の家とくは福長彼大納言
ゆしりくあはれ多けくけしは人そ
にけしり京極の家のあをを人をも多
すく通した常とけをそし志けりそたし
々此れ人をそしの大納言とせし中なるか

人の孫おれとにやその俊寛も俊成なり石
た孝くかこりし人しそか孫の事なりそみせし
れ多たや三月二日除目小内大臣師長公大政
大臣に任し給へりか付り小左大将重盛大納
言定房御を越え内大臣に成給ふり院御
所三條殿より大養行に近衛大将小成給
しよ子細に及もぬより大臣大将といと目出
しく左右大将たりしよ殿向て章なり師長押
上られた海へり又一上も我か逢たれより空

治左大臣此由例傳あり又大政入るる元あけ
にいもれ多きとらよしなりと仰られたるとうや
五條中納言國經此令大納言にありし海、年
五十六一此中納言に之れ付りし礼共方二十
と中内中納言宗家令方三追と花山院中
納言兼雅令此の人と此あり給へりし章も成か
くとも免國經令のたうられたる事と大政入る
事思し給あり故也此國經此令の堤中納言
兼備此八代の末葉式部大輔盛經の孫あり右

馬助盛國の子也然系二三代の内藏人多少り
あり受領諸司助なりとて有るるを士雜式
としてを御院の御と死をく三仕れりる去久安
四年正月七日家を起し之藏人頭に成にり
其後次第小成あり之中宮亮なりとて法性寺
殿に居させ給て後大政入在り取入る御仕
上毎日小伺りし一種を献られれり所詮現
當の注意に此人小にたり人ありとて子息
二人入在り子にして清國として侍渡ありしに

又三位中將重衡をむしたなりとて後ハ中將内の
小乳母子にあり礼たりり礼と其小方は母代
に大納言典侍とて中なる治業四年ハ其節
に福原より有る殿上の御破れ日雲客
后宮に小方に推合せられりる式部令
乃竹相浦小斑也とて朗詠をあげし礼
にるを小乃國徳の小竹路よりありすあれ
ありし是に禁忌とて我を兼けられし
事竹より竹とて以て近られ

りさあち属文の人こそ不ばせたりあれども
加保の事こそまこととて免中を御をいはず
親疎を己のん必訪はれり人をもすべし
たり何れりも一は所の由家能は事を平し
中まればる目出度事こそ世有るふの國
孫のふれ母か茂大明神とふこ孫とてをば
あいなつてまづては國孫に一日は藏人を死さ
せしやと祈り中まればる中にか茂此由社の氏
人いてやの車をいそ来り家家の車とてをば

多はるを愛ふより孝道をいふ孫へすまへとあはる
まふおとれとかさるれは公に比わ方にあは
たり孫りんすといひてはれを家子たけり
ままうくはれすと思ひるに國孫此御
藏人と事りね孫おの也おく夕部貫きを
おへと孫お正二位大納言にいさられ物
を大政入居のオリかと思ひ孫もま
たの加茂大明神の由利生ありと世
人

中保

平家物語巻之七

Faint handwritten text in Japanese, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are difficult to decipher due to fading.

